料　　金　　表

料　金　表　目　次

通則・・・２９
第１表　料金
第１　アナログ伝送サービス等に関する料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
１　適用
２　料金額
(1) 基本回線専用料
(2) 分岐回線専用料又は分岐料
(3) 加算額
(4) 付加専用料
第２　高速ディジタル伝送サービスに関する料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
１　適用
２　料金額
(1) 基本回線専用料
(2) 分岐回線専用料又は分岐料
(3) 加算額
(4) 減算額
(5) 付加専用料
第３　削除
第４　高速イーサネット専用サービスに関する料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
１　適用
２　料金額
(1) 基本回線専用料
(2) 加算額
(3) 付加専用料
第５　専用ＩＰ接続サービスに関する料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４
１　適用
２　料金額
(1) 基本回線専用料
(2) 加算額
(3) 付加専用料
第６　削除
第７　その他の専用サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
映像伝送サービスに関する料金
１　適用
２　料金額
(1) 一般映像伝送サービスに関するもの
(2) 高品質映像伝送サービスに関するもの
(3) 広帯域映像伝送サービスに関するもの
(4) デジタル映像伝送サービスに関するもの
第８　手続きに関する料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６

第２表　工事に関する費用
第１　工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７
１　適用
２　工事費の額
第２　線路設置費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
１　適用
２　線路設置費の額

第３　設備費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００
１　適用
２　設備費の額
第３表　証明手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００
別表１　削除
別表２　学校に限定した基本回線専用料の割引の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１

通　則

（料金等の設定）

1　当社が別に定める特定協定事業者との相互接続により提供する専用サービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定します。この場合、特定協定事業者に係る工事に関する費用については、その特定協定事業者の料金表の規定を準用した額とします。

（料金の計算方法）

2　当社は、専用契約者がその専用契約（短期専用契約を含みます。）に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。

3　当社は、専用サービス（専用ＩＰ接続サービスを除きます。以下この条において同じとします。）に関する料金において、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

（１）暦月の初日以外の日に専用回線等の提供の開始又は専用回線の分岐等があったとき。

（２）暦月の初日以外の日に専用契約の解除又は分岐回線の廃止等があったとき。

（３）前各号の場合を除いて、暦月の初日以外の日に専用サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。

（４）第 85 条（料金の支払義務）第２項第２号の表又は同条第３項第２号の表の規定に該当するとき。

（５）暦月の初日に専用回線等の提供の開始又は専用回線の分岐等を行い、その日にその専用契約の解除又は分岐回線の廃止等があったとき。

4　前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

（料金前払いに伴う料金の減額）

5　削除

6　削除

7　削除

（端数処理）

8　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

9　専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する専用サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

10　料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

11　当社は、当社に特別の事情がある場合は、９の規定にかかわらず、専用契約者（短期専用契約を締結しているものを除きます。）の承諾を得て、２ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

12　当社は、料金又は工事に関する費用について、専用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります

（注）12 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

（消費税相当額の加算）

13　第 85 条（料金の支払義務）から第 89 条（設備費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により計算した額とは差異が生じる場合があります。

（注）この料金表に表示する括弧内の額は税込価格を表します。

（料金等の臨時減免）

14　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の専用サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

（接続専用回線に係る料金の適用の例外）

15　接続専用回線であって、その両端に端末設備が接続される形態に相当するものについては接続専用回線以外の専用回線に係る料金を適用します。

第１表　料金

第１　アナログ伝送サービス等に関する料金

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　品目に係る料金の適用</td><td>当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>品　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">アナログ伝送サービス</td><td>音声伝送
（目的利用）</td><td>通常の音声伝送(通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送するものとします。）のみに利用することが可能なもの</td></tr>
<tr><td>3.4kHz
（自由利用）</td><td>通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能なもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一般ディジタル伝送サービス</td><td>2,400b/s</td><td>2,400bit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>4,800b/s</td><td>4,800bit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>9,600b/s</td><td>9,600bit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考　音声伝送及び一般ディジタル伝送サービスに係る専用サービスは、各品目及び内容欄に掲げる用途のみに利用することができるものとします。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(2)　収容区域及び加入区域の設定</td><td>ア　当社は、専用サービスの提供区域について、１の専用取扱局に専用回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないで専用サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。
イ　収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</td></tr>
<tr><td>(3)　回線距離の測定</td><td>回線距離は、次のとおり測定します。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>回線距離の測定方法</th></tr>
<tr><td>ア　その専用回線を分岐していない場合</td><td rowspan="2">その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。
直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算出します。</td></tr>
<tr><td>イ　その専用回線の終端の回線距離測定局においてのみその専用回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所に係る回線距離測定局が同じ場合</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>ウ　その専用回線を分岐している場合で、イ以外の場合</td><td>その分岐箇所の回線距離測定局経由のその専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に１ｋｍ未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。</td></tr>
</table>
備考
１　「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。
２　回線距離測定局は、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。</td></tr>
<tr><td>(4)　最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用</td><td>ア　アナログ伝送サービス等については、短期専用契約に係るもの及び異経路によるものを除いて最低利用期間があります。
イ　専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第85条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料、分岐回線専用料（分岐料を含みます。）、加算額及び付加専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。
ウ　専用契約者は、最低利用期間内にサービスの品目の変更、分岐回線の廃止若しくは移転又は専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。
エ　ウの場合に、品目の変更又は分岐回線の廃止と同時にその専用回線の設置場所において専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</td></tr>
<tr><td>(5)　回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用</td><td>収容区域及び加入区域の設定変更、専用取扱局の指定の変更・所在場所の変更、接続専用回線に関する相互接続点の所在場所の変更又は専用回線の移転等により、その専用回線の終端又は分岐箇所の回線距離測定局の変更があったときは、料金を再算定します。</td></tr>
<tr><td>(6)　専用回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用</td><td>ア　その専用回線の終端が収容されている専用取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（専用回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込の場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します（短期専用契約を除く。）。
イ　その専用回線が異経路（(8)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>(7)　短期専用契約の料金の適用</td><td>短期専用回線のために新設した線路については短期専用契約に係る加算額を適用します。</td></tr>
<tr><td>(8)　異経路による専用回線の料金の適用</td><td>ア　その専用回線の終端が直接収容されている専用取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路に係る加算額を適用します。
イ　異経路の線路に係る加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。</td></tr>
</table>

(9)　復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合の回線専用料の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその経路を変更した場合の回線専用料（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その専用回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(10)　特別な電気通信設備の料金の適用	専用回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備の付加専用料を適用します。
(11)　４線式の専用回線の料金の適用	専用回線が４線式の場合、専用回線の終端（接続専用回線に係る相互接続点の部分を除きます。）の引込線（専用回線のうち引込柱から保安器、配線盤、回線終端装置等までの線路（保安器及びアース棒を含みます。）をいいます。以下同じとします。）部分について、４線式に係る加算額を適用します。

２　料金額

(1) 基本回線専用料

ア　音声伝送

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）	
		専用契約	短期専用契約
回線距離	１０ｋｍまでのもの	6,400円　(7,040円)	9,600円　(10,560円)
	２０　〃	17,000円　(18,700円)	25,500円　(28,050円)
	３０　〃	37,000円　(40,700円)	55,500円　(61,050円)
	４０　〃	43,000円　(47,300円)	64,500円　(70,950円)
	５０　〃	49,000円　(53,900円)	73,500円　(80,850円)
	６０　〃	54,000円　(59,400円)	81,000円　(89,100円)
	７０　〃	62,000円　(68,200円)	93,000円　(102,300円)
	８０　〃	69,000円　(75,900円)	103,500円　(113,850円)
	９０　〃	75,000円　(82,500円)	112,500円　(123,750円)
	１００　〃	81,000円　(89,100円)	121,500円　(133,650円)
	１２０　〃	87,000円　(95,700円)	130,500円　(143,550円)
	１４０　〃	96,000円　(105,600円)	144,000円　(158,400円)
	１６０　〃	105,000円　(115,500円)	157,500円　(173,250円)
	１８０　〃	114,000円　(125,400円)	171,000円　(188,100円)
	１８０ｋｍを超えるもの	123,000円　(135,300円)	184,500円　(202,950円)
備考　特殊な直流信号を通常の音声伝送のために重畳して利用する専用サービスは、音声伝送の専用サービスとして提供し、その専用区間が１の収容区域内に終始する場合で、かつ線路設計上可能な限り提供します。			

イ　３．４ｋＨｚ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）			
		専用契約		短期専用契約	
回線距離	１０ｋｍまでのもの	7,600円	(8,360円)	11,400円	(12,540円)
	２０　〃	21,000円	(23,100円)	31,500円	(34,650円)
	３０　〃	45,000円	(49,500円)	67,500円	(74,250円)
	４０　〃	53,000円	(58,300円)	79,500円	(87,450円)
	５０　〃	60,000円	(66,000円)	90,000円	(99,000円)
	６０　〃	66,000円	(72,600円)	99,000円	(108,900円)
	７０　〃	75,000円	(82,500円)	112,500円	(123,750円)
	８０　〃	83,000円	(91,300円)	124,500円	(136,950円)
	９０　〃	90,000円	(99,000円)	135,000円	(148,500円)
	１００　〃	97,000円	(106,700円)	145,500円	(160,050円)
	１２０　〃	107,000円	(117,700円)	160,500円	(176,550円)
	１４０　〃	116,000円	(127,600円)	174,000円	(191,400円)
	１６０　〃	126,000円	(138,600円)	189,000円	(207,900円)
	１８０　〃	136,000円	(149,600円)	204,000円	(224,400円)
	１８０ｋｍを超えるもの	146,000円	(160,600円)	219,000円	(240,900円)

備考　3.4ｋＨｚ（自由利用）の専用サービスを符号伝送に利用する場合、当社はその符号伝送速度に関して保証するものではありませんが、標準的な変復調装置を用いた場合、おおむね9,600bit/s以下の符号伝送が可能なものとします。(分岐のある専用回線を利用する場合及び他社接続回線と接続して利用する場合はこの限りではありません。

ウ　２，４００ｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）			
		専用契約		短期専用契約	
回線距離	１０ｋｍまでのもの	8,000円	(8,800円)	12,000円	(13,200円)
	２０　〃	19,000円	(20,900円)	28,500円	(31,350円)
	３０　〃	41,000円	(45,100円)	61,500円	(67,650円)
	４０　〃	48,000円	(52,800円)	72,000円	(79,200円)
	５０　〃	54,000円	(59,400円)	81,000円	(89,100円)
	６０　〃	60,000円	(66,000円)	90,000円	(99,000円)
	７０　〃	68,000円	(74,800円)	102,000円	(112,200円)
	８０　〃	76,000円	(83,600円)	114,000円	(125,400円)
	９０　〃	82,000円	(90,200円)	123,000円	(135,300円)
	１００　〃	89,000円	(97,900円)	133,500円	(146,850円)
	１２０　〃	96,000円	(105,600円)	144,000円	(158,400円)
	１４０　〃	107,000円	(117,700円)	160,500円	(176,550円)
	１６０　〃	117,000円	(128,700円)	175,500円	(193,050円)
	１８０　〃	128,000円	(140,800円)	192,000円	(211,200円)
	１８０ｋｍを超えるもの	138,000円	(151,800円)	207,000円	(227,700円)

エ　４，８００ｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）			
		専用契約		短期専用契約	
回線距離	１０ｋｍまでのもの	9,000円	(9,900円)	13,500円	(14,850円)
	２０　〃	21,000円	(23,100円)	31,500円	(34,650円)
	３０　〃	45,000円	(49,500円)	67,500円	(74,250円)
	４０　〃	53,000円	(58,300円)	79,500円	(87,450円)
	５０　〃	60,000円	(66,000円)	90,000円	(99,000円)
	６０　〃	66,000円	(72,600円)	99,000円	(108,900円)
	７０　〃	75,000円	(82,500円)	112,500円	(123,750円)
	８０　〃	83,000円	(91,300円)	124,500円	(136,950円)
	９０　〃	90,000円	(99,000円)	135,000円	(148,500円)
	１００　〃	97,000円	(106,700円)	145,500円	(160,050円)
	１２０　〃	107,000円	(117,700円)	160,500円	(176,550円)
	１４０　〃	116,000円	(127,600円)	174,000円	(191,400円)
	１６０　〃	126,000円	(138,600円)	189,000円	(207,900円)
	１８０　〃	136,000円	(149,600円)	204,000円	(224,400円)
	１８０ｋｍを超えるもの	146,000円	(160,600円)	219,000円	(240,900円)

オ　９，６００ｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）			
		専用契約		短期専用契約	
回線距離	１０ｋｍまでのもの	10,000円	(11,000円)	15,000円	(16,500円)
	２０　〃	23,000円	(25,300円)	34,500円	(37,950円)
	３０　〃	48,000円	(52,800円)	72,000円	(79,200円)
	４０　〃	56,000円	(61,600円)	84,000円	(92,400円)
	５０　〃	64,000円	(70,400円)	96,000円	(105,600円)
	６０　〃	72,000円	(79,200円)	108,000円	(118,800円)
	７０　〃	82,000円	(90,200円)	123,000円	(135,300円)
	８０　〃	92,000円	(101,200円)	138,000円	(151,800円)
	９０　〃	100,000円	(110,000円)	150,000円	(165,000円)
	１００　〃	107,000円	(117,700円)	160,500円	(176,550円)
	１２０　〃	117,000円	(128,700円)	175,500円	(193,050円)
	１４０　〃	128,000円	(140,800円)	192,000円	(211,200円)
	１６０　〃	139,000円	(152,900円)	208,500円	(229,350円)
	１８０　〃	150,000円	(165,000円)	225,000円	(247,500円)
	１８０ｋｍを超えるもの	161,000円	(177,100円)	241,500円	(265,650円)

(2) 分岐回線専用料又は分岐料

分岐回線１回線につき

料金種別	料金額（月額）（税込価格）	
	専用契約	短期専用契約
ア　その分岐回線の終端の回線距離測定局とその分岐箇所の回線距離測定局とが同一である分岐回線の場合の分岐回線専用料	距離区分の回線距離が最短なものの基本回線専用料の２分の１	同　　左
イ　上記以外の分岐回線の場合の分岐回線専用料	その分岐回線の終端の回線距離測定局と分岐箇所の回線距離測定相互間の回線距離に対応する基本回線専用料と同額	同　　左
ウ　分岐回線専用料のほかに分岐料として支払いを要する料金（分岐装置により分岐する場合に限ります。）	6,000円　(6,600円)	9,000円　(9,900円)

備考　専用契約者は、専用サービスの品目ごとに当社が別に定める分岐の数の限度内で分岐箇所及び分岐の順路を指定して、その専用回線の分岐の請求をすることができます。
　ただし、次の場合は分岐の請求をすることができません。
(1)　その専用回線が１の収容区域内に終始するものであるとき（３．４ｋＨｚの専用回線であって符号伝送以外の用途に利用するもの及び音声伝送の専用回線の場合を除きます。）。
(2)　分岐回線をさらに分岐するとき。

(3) 加算額

料金種別	単位	区分	料金額（月額）（税込価格）	
			専用契約	短期専用契約
ア　線路設置専用料	専用回線の各終端につき線路100mまでごとに	２線式の場合	700円 (770円)	1,050円 (1,155円)
		４線式の場合	800円 (880円)	1,200円 (1,320円)
イ　異経路の線路専用料	－	－	別に算定する実費	
ウ　４線式専用料	引込線１回線ごとに	－	2,500円 (2,750円)	3,750円 (4,125円)

備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。

(4) 付加専用料

料金種別		単位	料金額（月額）（税込価格）	
			専用契約	短期専用契約
ア　回線接続装置専用料	取扱所伝送設備との間で信号の送受及び変換の機能を有する装置	１台ごとに	3,500円 (3,850円)	5,250円 (5,775円)
	備考　(1) Ｘシリーズインタフェース用 (2) Ｖシリーズインタフェース用			
イ　特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置	－	別に算定する実費	

備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。

第２　高速ディジタル伝送サービスに関する料金

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　品目に係る料金の適用</td><td>当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。
<table>
<tr><th colspan="2">品　目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="12">高速品目</td><td>64kb/s</td><td>64kbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>128kb/s</td><td>128kbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>192kb/s</td><td>192kbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>256kb/s</td><td>256kbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>384kb/s</td><td>384kbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>512kb/s</td><td>512kbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>768kb/s</td><td>768kbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>1Mb/s</td><td>1.152Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>1.5Mb/s</td><td>1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>3Mb/s</td><td>3.072Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>4.5Mb/s</td><td>4.608Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>6Mb/s</td><td>6.144Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">超高速品目</td><td>50Mb/s</td><td>48.384Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>150Mb/s</td><td>149.760Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考　短期専用契約は、高速品目の専用回線に限り提供します。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(2)　細目に係る料金の適用</td><td>当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。
ア　通信の態様による細目
(ｱ) インタフェースによる区別
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>Ｙインタフェース以外のもの</td><td>下記以外のもの</td></tr>
<tr><td>Ｙインタフェース</td><td>ユーザ・網インタフェースが当社仕様のもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　当社は、Ｙインタフェースの専用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。</td></tr>
</table>
(ｲ) 利用する回線による区別
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>中継回線によるもの</td><td>中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの</td></tr>
<tr><td>端末回線のみによるもの</td><td>端末回線のみを利用するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　その利用する回線による区別は、超高速品目の専用回線（接続専用回線（相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）を除きます。）にあります。
　ただし、当社が別に定める特定協定事業者との相互接続による場合は、中継回線によるものに限り提供します。
２　「中継回線」とは、端局（端局装置を設置している専用取扱局）相互間のものをいいます。以下同じとします。
３　「端末回線」とは、中継回線以外のものをいいます。以下同じとします。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

イ　保守の態様による細目

(ｱ)サービスクラスによる区別

区　別	内　容
通常クラス	下記以外のもの
エコノミークラス	故障の監視を回線単位で行わないものであって、シンプルクラス以外のもの
シンプルクラス	故障の監視を回線単位で行わないものであって、専用取扱局をまたがる中継区間が二重化されていないもの

備考

1　サービスクラスによる区別は、64kb/s、128kb/s 又は 1.5Mb/s の品目のもの（Ｙインタフェースのものを除きます。）にあります。

　ただし、ＮＴＴ西日本株式会社又はＮＴＴ東日本株式会社との相互接続に係る 64kb/s、128kb/s 及び 1.5Mb/s の品目の接続専用回線のサービスクラスについては、エコノミークラス及びシンプルクラスのものに限ります。

2　(1)サービスクラスがエコノミークラス及びシンプルクラスのものに係る専用契約者が指定することのできる専用回線の終端（接続専用回線の終端であって、相互接続点（その相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）におけるものを除きます。）の場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限ります。

(2)当社は、(1)に規定する専用回線の終端（1.5Mb/s の品目に限ります。）の場所に当社の回線終端装置を設置します。

3　専用契約者は、サービスクラスの変更の請求をすることができます。

　ただし、ＮＴＴ西日本株式会社又はＮＴＴ東日本株式会社との相互接続に係る 64kb/s、128kb/s 及び 1.5Mb/s の品目の接続専用回線に係るものについては、エコノミークラス、シンプルクラス相互間とします。

4　64kb/s 又は 128kb/s のエコノミークラス又はシンプルクラスの専用契約者は、接続専用回線又は他社接続回線（特定協定事業者に係るものに限ります。）の終端（相互接続点に係るものを除きます。）について、次の各号に定める変更の請求をすることはできません。

(1)当社が別に定める特定協定事業者のみに係るものからＮＴＴ西日本株式会社又はＮＴＴ東日本株式会社に係るものへの変更

(2)ＮＴＴ西日本株式会社又はＮＴＴ東日本株式会社に係るものから当社が別に定める特定協定事業者のみに係るものへの変更

5　短期専用契約は、当社が別に定める特定協定事業者に係るものであってエコノミークラス又はシンプルクラスのものを除く専用回線に限り提供します。

(ｲ) 保守の区別

区　別	内　容
タイプ１	専用サービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに１月２日及び１月３日をいいます。）を除く毎日午前９時から午後５時までの時間をいいます。以下同じとします。）外に、その専用回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ２	タイプ１以外のもの

備考

１　保守の区別は、エコノミークラス及びシンプルクラスのものにあります。

　ただし、当社が別に定める特定協定事業者との相互接続による場合は、タイプ２に限り提供します。

２　第 85 条（料金の支払義務）第２項第２号の表１欄に規定する時間については、タイプ１は 24 時間、タイプ２は 12 時間とします。

<table>
<tr>
<td>(3)　回線距離の測定</td>
<td>
ア　高速品目の高速ディジタル伝送サービスの回線距離の測定については、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとします。
　ただし、特定協定事業者との相互接続の場合（当社が別に定める特定協定事業者又はＮＴＴ西日本株式会社又はＮＴＴ東日本株式会社に係るものに限ります。）には、その専用回線と特定協定事業者の専用回線の終端（特定協定事業者に係る相互接続点におけるものを除きます。以下この欄で同じとします。）又は特定協定事業者の専用回線の終端相互に対応する回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。
イ　超高速品目の高速ディジタル伝送サービスの回線距離は、次のとおり測定します。
(ｱ)中継回線による場合の回線距離の測定
<table>
<tr><td>①中継回線の部分</td><td>その中継回線の双方の終端（特定協定事業者との相互接続の場合には、その中継回線及び特定協定事業者の中継回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）とします。）の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。</td></tr>
<tr><td>②端末回線の部分</td><td>その端末回線が収容される専用取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に、500m未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。</td></tr>
</table>
(ｲ)端末回線のみによる場合の回線距離の測定
　その端末回線が収容されている専用取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に、500m未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。ただし、局相互間を端末回線として利用した場合には、実際に経由する局間の直線距離（３以上の局を経由する場合は各局間距離を合計します。）を上記に加えて測定します。
(ｳ)接続専用回線（当社が別に定める特定協定事業者との相互接続によるもの及び相互接続において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）による場合の回線距離の測定
<table>
<tr><td>①端末回線の部分</td><td>その端末回線が収容される専用取扱局とその専用回線の終端との間の直線距離（500m未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）により測定します。ただし、局相互間を経由する局間の直線距離（３以上の局を経由する場合は各局間距離を合計します。）を上記に加えて測定します。</td></tr>
<tr><td>②接続回線の部分</td><td>その接続回線が収容される専用取扱局と相互接続点との間の直線距離（500m未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）により測定します。</td></tr>
</table>
備考
１　「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。
２　回線距離測定局は、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td>(4)　最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用</td><td>ア　高速ディジタル伝送サービスについては、短期専用契約に係るもの、異経路によるもの及び長期継続利用割引の適用によるものを除いて最低利用期間があります。
イ　専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第85条（料金の支払義務）及び料金表の通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料、分岐回線専用料（分岐料を含みます。）、加算額及び付加専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。
ウ　専用契約者は、最低利用期間内にサービスの品目若しくはサービスクラスによる区別の変更、分岐回線の廃止若しくは移転又は専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から、変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。
エ　ウの場合に、品目若しくはサービスクラスによる区別の変更又は分岐回線の廃止と同時にその専用回線の設置場所において専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。
オ　イ、ウ及びエの規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金（特定協定事業者が料金を設定するものに限ります。）の取扱いのものについて、最低利用期間内に利用休止又は専用契約の解除等があった場合の料金の適用は、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>(5)　Ｙインタフェースに係る専用回線に関する料金の適用</td><td>その専用回線がＹインタフェースによる場合、Ｙインタフェースに係る基本回線専用料を適用します。
ただし、その専用回線が接続専用回線の場合は、この限りでありません。</td></tr>
<tr><td>(6)　同一の県内に終始する専用回線に関する料金の適用</td><td>当社は、接続専用回線（ＮＴＴ西日本株式会社に係るもの及び相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）以外の専用回線（高速品目に限ります。）について、その専用回線が同一の県内に終始する場合の専用回線を別に提供します。</td></tr>
<tr><td>(7)　特定協定事業者との相互接続に係る料金の適用</td><td>Ｙインタフェース並びに1.5Mb/sの品目であってエコノミークラス及びシンプルクラスのもののうち特定協定事業者に係る料金（ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びＮＴＴドコモビジネス株式会社に限ります。）の一部については、当社が定めるものとし、引込線１回線ごとに次の額とします。
<table><tr><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="2">料　金　額（月額）（税込価格）</th></tr><tr><th>専用契約</th><th>短期専用契約</th></tr><tr><td>メタル配線によるもの</td><td>60円（66円）</td><td>90円（99円）</td></tr><tr><td>光配線によるもの</td><td>2,000円(2,200円)</td><td>3,000円(3,300円)</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(8)　学校に限定した基本回線専用料の割引の適用</td><td>当社は、料金表別表２に規定するところにより学校に限定した基本回線専用料の割引を適用します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>(9)　多重アクセスを利用している場合の料金の適用</td>
<td>
ア　多重アクセスには、次の伝送速度の区分があります。
<table>
<tr><th>伝送速度の区分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>1.5Mb/s</td><td>1.536Mbit/s までの多重化が可能なもの</td></tr>
<tr><td>6Mb/s</td><td>6.144Mbit/s までの多重化が可能なもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　当社は、Ｙインタフェースのもの、超高速品目のもの、エコノミークラス及びシンプルクラスのもの以外の専用回線について、１の多重アクセスを利用する専用回線の品目の伝送速度の合計が192kb/s以上となる場合に限り多重アクセスを提供します。</td></tr>
</table>
イ　多重アクセスを利用している場合の専用回線の料金は、２の(1)の額から２の(4)に規定する多重アクセスを利用している場合の減算額を減額し、同一の多重アクセスを利用する専用回線（同一の多重アクセスを利用するすべての専用回線が 128kb/s 以下のものであるときは、64kb/s 又は128kb/s のものとします。）のうち１の専用回線（特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が料金を設定する場合を含みます。）について、次表の額を加算して適用します。ただし、特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が多重アクセスを行う場合、その区間における加算額は、特定協定事業者の料金表の規定に準ずるものとします。
<table>
<tr><th rowspan="2">品　目</th><th colspan="2">料　金　額（月額）（税込価格）</th></tr>
<tr><th>専用契約</th><th>短期専用契約</th></tr>
<tr><td>64kb/s 又は
128kb/s</td><td>2,400円（2,640円）</td><td>3,600円（3,960円）</td></tr>
<tr><td>その他の品目</td><td>18,000円(19,800円)</td><td>27,000円(29,700円)</td></tr>
</table>
ウ　多重アクセスを利用している場合の専用回線の区域外線路に係る加算額は、同一の多重アクセスを利用する専用回線について、１の専用回線を除く他の専用回線については支払いを要しません。
エ　多重アクセスを利用している場合の回線接続装置専用料は、その専用回線の多重アクセスの伝送速度に対応した回線接続装置専用料を適用します。
</td>
</tr>
<tr>
<td>(10)　特定協定事業者との相互接続に係る料金額の設定</td>
<td>
特定協定事業者との相互接続に係る料金額は、当社及び特定協定事業者の専用サービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、次に定める額とします。
ア　当社が別に定める特定協定事業者との接続に係るもの
２（料金額）の(1)のＡの(1-1)の②の(b)、(1-2)の②の(b)（加算料の中継回線の部分に限ります。）に規定する額及び特定協定事業者の高速ディジタル伝送サービスに係る料金表の規定を準用した額（相互接続協定に基づく加算額等に限ります。ただし、専用回線に関する料金の減額を除きます。）とします。
この場合における回線距離の測定については、この表の(3)のア及びイの(ｱ)に準ずるものとします。
イ　ＮＴＴ西日本株式会社との接続に係るもの
２（料金額）の(1)のＡの(1-1)の②の(c)に規定する額とします。
この場合における回線距離の測定については、この表の(3)のアに準ずるものとします。
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>(11)　長期継続利用に係る基本回線専用料の適用</td>
<td>
ア　当社は、専用契約者（短期専用契約を締結している専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本回線専用料、分岐回線専用料及び加算額のうち配線設備専用料（以下この欄において「基本回線専用料」といいます。）については、２の(1)及び(2)の額（この表の(10)欄まで及び同表の(13)欄の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額した額を適用します。
　この場合、長期継続利用には同表の２種類があり、あらかじめいずれかを１つを選択していただきます。
<table>
<tr><th>種　類</th><th>継続して利用する期間</th><th>基本回線専用料の減額（月額）</th></tr>
<tr><td>(ｱ) ３年利用</td><td>３年間</td><td>２の(1)及び(2)の額に 0.07 を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>(ｲ) ６年利用</td><td>６年間</td><td>２の(1)及び(2)の額に 0.11 を乗じて得た額</td></tr>
</table>
イ　長期継続利用に係る基本回線専用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。
ウ　長期継続利用に係る基本回線専用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間も含むものとします。
エ　当社は、長期継続利用に係る専用回線について、当該専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
オ　長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の 10 日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。
カ　長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。
キ　前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の基本回線専用料については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>ク　長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に分岐回線の廃止、専用サービスの品目、サービスクラス等の変更若しくは専用回線の移転により当該専用契約に係る基本回線専用料が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれに次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
　ただし、次に掲げる支払いを要する額と既支払額との総額が通常の専用契約の総支払額を下回る場合は、通常の専用契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払いを要する額とします。
<table><tr><th>区　　分</th><th>支払いを要する額</th></tr><tr><td>(ｱ)　分岐回線の廃止等により基本回線専用料が減少した場合</td><td>残余の期間に対応する基本回線専用料の差額（減少前の長期継続利用適用後の基本回線専用料から減少後の長期継続利用適用後の基本回線専用料を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(ｲ)　長期継続利用の廃止があった場合</td><td>残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の基本回線専用料に0.35を乗じて得た額</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(12)　回線終端装置に係る料金の適用</td><td>当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。</td></tr>
<tr><td>(13)　配線設備の加算額の適用</td><td>当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します（特定協定事業者（ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びＮＴＴドコモビジネス株式会社に係るものに限ります。）が料金を設定しているもの又は当社が別に定める特定協定事業者に係るものに限ります。）。
ア　専用回線の終端から１のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線
イ　１のジャック又はローゼットからの他のジャック又はローゼットまでの配線</td></tr>
<tr><td>(14)　サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、高速品目（Ｙインタフェースに係るもの、エコノミークラス並びにシンプルクラスに係るものを除きます。以下(15)欄まで同じとします。）及び超高速品目に係る専用回線（接続専用回線については、当社が別に定める特定協定事業者に係るもの以外のものを除きます。以下(15)欄まで同じとします。）の専用契約者（短期専用契約を締結している専用契約者を除きます。以下(15)欄まで同じとします。）の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第96条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して１時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。
　ただし、次の場合には、この限りではありません。
　この場合の料金の取扱いについては、当社は第85条（料金の支払義務）第２項第２号及び第３項第２号の規定を適用します。
(ｱ)第78条（接続専用回線の接続休止）の規定により接続休止としたとき。</td></tr>
</table>

(ｲ)第80条（利用中止）第１項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。

イ　アの規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における２（料金額）に規定する料金（この表の(7)欄を除く(1)欄から(13)欄までの適用による場合は適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
１時間以上２時間未満	１０％
２時間以上４時間未満	２０％
４時間以上６時間未満	３０％
６時間以上８時間未満	４０％
８時間以上７２時間未満	５０％
７２時間以上	１００％

ウ　当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ｱ)又は(ｲ)の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

(ｱ)　(ｲ)以外の場合

その暦月におけるその専用契約に係る２（料金額）に規定する料金（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の３の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の３及び４の規定に基づき算出した額とします。））の額（第85条第２項第２号及び第３項第２号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の６の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）

(ｲ)　その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ｱ)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ　アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が１の暦月（ウの(ｲ)の規定に該当する場合は、その規定に係る２の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

オ　この欄の規定による料金の返還とこの表の(15)欄の規定による料金の返還を１の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(15)欄の規定に定めるところによります。

<table>
<tr>
<td>(15)　サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の適用</td>
<td>ア　当社は、第13条（専用申込の承諾）の規定により高速品目又は超高速品目に係る専用契約の申込の承諾をした場合において、当社とその専用契約者とがその専用回線の提供の開始を合意した日（以下この欄において「開通予定日」といいます。）に、その専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を１日とした日数とします。以下この欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その専用契約に係る料金（以下この欄において「開通遅延期間返還料金額」といいます。）を返還します。
イ　アに規定する開通遅延期間返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における２（料金額）に規定する料金（この表の(7)欄を除く(1)欄から(13)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「開通遅延期間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。
<table>
<tr><th>開通遅延日数</th><th>料金返還率</th></tr>
<tr><td>１日</td><td>１０％</td></tr>
<tr><td>２日以上１５日未満</td><td>開通遅延日数が１日となる場合に適用される料金返還率に１日を超える１日ごとに１％を加算した率</td></tr>
<tr><td>１５日</td><td>２５％</td></tr>
<tr><td>１６日以上２８日未満</td><td>開通遅延日数が１５日となる場合に適用される料金返還率に１５日を超える１日ごとに２％を加算した率</td></tr>
<tr><td>２８日以上</td><td>５０％</td></tr>
</table>
ウ　当社は、イの規定により算出した開通遅延期間返還料金額の返還にあたっては、次の(ｱ)又は(ｲ)の規定により算出した料金額（以下「開通遅延期間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。
(ｱ)　(ｲ)以外の場合
その専用回線の提供を開始した日を含む暦月に係る２（料金額）に規定する料金（開通遅延期間返還基準額に係るもの（料金表通則の３の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の３及び４の規定に基づき算出した額とします。））の額（第85条第２項第２号及び第３項第２号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の６の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）
(ｲ)　その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合
その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ｱ)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額
エ　この欄の規定による料金の返還とこの表の(14)欄の規定による料金の返還を１の暦月に同時に行う場合は、当社は故障回復時間返還料金額及び開通遅延期間返還料金額の合計額を返還します。ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</td>
</tr>
<tr>
<td>(16)　回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用</td>
<td>回線距離測定局の変更があった場合、収容区域及び加入区域の設定、専用回線の終端が加入区域外にある場合、短期専用契約の場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合及び当社が提供する特別な電気通信設備を利用している場合の料金の適用については、アナログ伝送サービス等に準ずるものとします。</td>
</tr>
</table>

２　料金額

(1) 基本回線専用料

Ａ．専用契約に係るもの（短期専用契約以外のもの）

(1-1) 高速品目

① その専用回線が接続専用回線以外のもの

ａ．Ｙインタフェース以外のもの

(a) その専用回線が同一県内に終始しないもの

ア　６４ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ１	タイプ２	タイプ１	タイプ２
回線距離	15kmまでのもの	60,000円 (66,000円)	26,000円 (28,600円)	28,000円 (30,800円)	その専用回線を64kb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30　〃	71,000円 (78,100円)	40,000円 (44,000円)	42,000円 (46,200円)		
	40　〃	74,000円 (81,400円)	40,000円 (44,000円)	44,000円 (48,400円)	40,000円 (44,000円)	44,000円 (48,400円)
	50　〃	76,000円 (83,600円)	41,000円 (45,100円)	45,000円 (49,500円)	40,000円 (44,000円)	44,000円 (48,400円)
	60　〃	77,000円 (84,700円)	43,000円 (47,300円)	47,000円 (51,700円)	41,000円 (45,100円)	45,000円 (49,500円)
	70　〃	78,000円 (85,800円)	45,000円 (49,500円)	49,000円 (53,900円)	42,000円 (46,200円)	46,000円 (50,600円)
	80　〃	79,000円 (86,900円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)	42,000円 (46,200円)	46,000円 (50,600円)
	90　〃	80,000円 (88,000円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)	43,000円 (47,300円)	47,000円 (51,700円)
	100　〃	81,000円 (89,100円)	47,000円 (51,700円)	51,000円 (56,100円)	43,000円 (47,300円)	47,000円 (51,700円)
	120　〃	83,000円 (91,300円)	48,000円 (52,800円)	52,000円 (57,200円)	44,000円 (48,400円)	48,000円 (52,800円)
	140　〃	85,000円 (93,500円)	50,000円 (55,000円)	54,000円 (59,400円)	45,000円 (49,500円)	49,000円 (53,900円)
	160　〃	87,000円 (95,700円)	51,000円 (56,100円)	55,000円 (60,500円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)
	180　〃	89,000円 (97,900円)	52,000円 (57,200円)	56,000円 (61,600円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)
	180kmを超えるもの	90,000円 (99,000円)	54,000円 (59,400円)	58,000円 (63,800円)	47,000円 (51,700円)	51,000円 (56,100円)

イ　１２８ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ１	タイプ２	タイプ１	タイプ２
回線距離	15kmまでのもの	63,000円 (69,300円)	35,000円 (38,500円)	37,000円 (40,700円)	その専用回線を128kb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30　〃	97,000円 (106,700円)	53,000円 (58,300円)	55,000円 (60,500円)		
	40　〃	111,000円 (122,100円)	66,000円 (72,600円)	70,000円 (77,000円)	65,000円 (71,500円)	69,000円 (75,900円)
	50　〃	116,000円 (127,600円)	69,000円 (75,900円)	73,000円 (80,300円)	67,000円 (73,700円)	71,000円 (78,100円)
	60　〃	120,000円 (132,000円)	73,000円 (80,300円)	77,000円 (84,700円)	70,000円 (77,000円)	74,000円 (81,400円)
	70　〃	124,000円 (136,400円)	76,000円 (83,600円)	80,000円 (88,000円)	71,000円 (78,100円)	75,000円 (82,500円)
	80　〃	126,000円 (138,600円)	78,000円 (85,800円)	82,000円 (90,200円)	72,000円 (79,200円)	76,000円 (83,600円)
	90　〃	128,000円 (140,800円)	79,000円 (86,900円)	83,000円 (91,300円)	73,000円 (80,300円)	77,000円 (84,700円)
	100　〃	130,000円 (143,000円)	81,000円 (89,100円)	85,000円 (93,500円)	73,000円 (80,300円)	77,000円 (84,700円)
	120　〃	134,000円 (147,400円)	84,000円 (92,400円)	88,000円 (96,800円)	75,000円 (82,500円)	79,000円 (86,900円)
	140　〃	138,000円 (151,800円)	87,000円 (95,700円)	91,000円 (100,100円)	76,000円 (83,600円)	80,000円 (88,000円)
	160　〃	142,000円 (156,200円)	89,000円 (97,900円)	93,000円 (102,300円)	78,000円 (85,800円)	82,000円 (90,200円)
	180　〃	145,000円 (159,500円)	92,000円 (101,200円)	96,000円 (105,600円)	79,000円 (86,900円)	83,000円 (91,300円)
	180kmを超えるもの	147,000円 (161,700円)	95,000円 (104,500円)	99,000円 (108,900円)	81,000円 (89,100円)	85,000円 (93,500円)

ウ　１９２ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

	距　離　区　分	料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	130,000円（143,000円）
	30　〃	200,000円（220,000円）
	40　〃	245,000円（269,500円）
	50　〃	260,000円（286,000円）
	60　〃	285,000円（313,500円）
	70　〃	305,000円（335,500円）
	80　〃	315,000円（346,500円）
	90　〃	325,000円（357,500円）
	100　〃	335,000円（368,500円）
	120　〃	345,000円（379,500円）
	140　〃	350,000円（385,000円）
	160　〃	355,000円（390,500円）
	180　〃	360,000円（396,000円）
	180kmを超えるもの	365,000円（401,500円）

エ　２５６ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

	距　離　区　分	料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	145,000円（159,500円）
	30　〃	230,000円（253,000円）
	40　〃	280,000円（308,000円）
	50　〃	295,000円（324,500円）
	60　〃	320,000円（352,000円）
	70　〃	335,000円（368,500円）
	80　〃	342,000円（376,200円）
	90　〃	349,000円（383,900円）
	100　〃	362,000円（398,200円）
	120　〃	370,000円（407,000円）
	140　〃	380,000円（418,000円）
	160　〃	388,000円（426,800円）
	180　〃	395,000円（434,500円）
	180kmを超えるもの	402,000円（442,200円）

オ　３８４ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

	距　離　区　分	料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	165,000円（181,500円）
	30　〃	290,000円（319,000円）
	40　〃	340,000円（374,000円）
	50　〃	355,000円（390,500円）
	60　〃	380,000円（418,000円）
	70　〃	390,000円（429,000円）
	80　〃	400,000円（440,000円）
	90　〃	410,000円（451,000円）
	100　〃	420,000円（462,000円）
	120　〃	430,000円（473,000円）
	140　〃	440,000円（484,000円）
	160　〃	450,000円（495,000円）
	180　〃	460,000円（506,000円）
	180kmを超えるもの	470,000円（517,000円）

カ　５１２ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

	距　離　区　分	料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	180,000円（198,000円）
	30　〃	330,000円（363,000円）
	40　〃	380,000円（418,000円）
	50　〃	400,000円（440,000円）
	60　〃	425,000円（467,500円）
	70　〃	440,000円（484,000円）
	80　〃	455,000円（500,500円）
	90　〃	470,000円（517,000円）
	100　〃	480,000円（528,000円）
	120　〃	495,000円（544,500円）
	140　〃	510,000円（561,000円）
	160　〃	520,000円（572,000円）
	180　〃	530,000円（583,000円）
	180kmを超えるもの	540,000円（594,000円）

キ　７６８ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

	距　離　区　分	料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	210,000円（231,000円）
	30　〃	390,000円（429,000円）
	40　〃	440,000円（484,000円）
	50　〃	480,000円（528,000円）
	60　〃	520,000円（572,000円）
	70　〃	540,000円（594,000円）
	80　〃	560,000円（616,000円）
	90　〃	575,000円（632,500円）
	100　〃	590,000円（649,000円）
	120　〃	610,000円（671,000円）
	140　〃	630,000円（693,000円）
	160　〃	650,000円（715,000円）
	180　〃	670,000円（737,000円）
	180kmを超えるもの	690,000円（759,000円）

ク　１Ｍｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

	距　離　区　分	料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	240,000円（264,000円）
	30　〃	440,000円（484,000円）
	40　〃	514,000円（565,400円）
	50　〃	529,000円（581,900円）
	60　〃	562,000円（618,200円）
	70　〃	591,000円（650,100円）
	80　〃	615,000円（676,500円）
	90　〃	630,000円（693,000円）
	100　〃	645,000円（709,500円）
	120　〃	670,000円（737,000円）
	140　〃	695,000円（764,500円）
	160　〃	717,000円（788,700円）
	180　〃	741,000円（815,100円）
	180kmを超えるもの	766,000円（842,600円）

ケ　１．５Ｍｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ１	タイプ２	タイプ１	タイプ２
回線距離	15kmまでのもの	285,000円 (313,500円)	145,000円 (159,500円)	152,000円 (167,200円)	その専用回線を1.5Mb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30　〃	479,000円 (526,900円)	335,000円 (368,500円)	342,000円 (376,200円)		
	40　〃	537,000円 (590,700円)	340,000円 (374,000円)	354,000円 (389,400円)	336,000円 (369,600円)	350,000円 (385,000円)
	50　〃	563,000円 (619,300円)	364,000円 (400,400円)	378,000円 (415,800円)	359,000円 (394,900円)	373,000円 (410,300円)
	60　〃	607,000円 (667,700円)	435,000円 (478,500円)	449,000円 (493,900円)	421,000円 (463,100円)	435,000円 (478,500円)
	70　〃	637,000円 (700,700円)	473,000円 (520,300円)	487,000円 (535,700円)	431,000円 (474,100円)	445,000円 (489,500円)
	80　〃	653,000円 (718,300円)	496,000円 (545,600円)	510,000円 (561,000円)	439,000円 (482,900円)	453,000円 (498,300円)
	90　〃	669,000円 (735,900円)	516,000円 (567,600円)	530,000円 (583,000円)	447,000円 (491,700円)	461,000円 (507,100円)
	100　〃	685,000円 (753,500円)	530,000円 (583,000円)	544,000円 (598,400円)	455,000円 (500,500円)	469,000円 (515,900円)
	120　〃	714,000円 (785,400円)	558,000円 (613,800円)	572,000円 (629,200円)	470,000円 (517,000円)	484,000円 (532,400円)
	140　〃	741,000円 (815,100円)	586,000円 (644,600円)	600,000円 (660,000円)	486,000円 (534,600円)	500,000円 (550,000円)
	160　〃	767,000円 (843,700円)	615,000円 (676,500円)	629,000円 (691,900円)	501,000円 (551,100円)	515,000円 (566,500円)
	180　〃	806,000円 (886,600円)	641,000円 (705,100円)	655,000円 (720,500円)	520,000円 (572,000円)	534,000円 (587,400円)
	180kmを超えるもの	845,000円 (929,500円)	666,000円 (732,600円)	680,000円 (748,000円)	538,000円 (591,800円)	552,000円 (607,200円)

コ　３Ｍｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	450,000円　(495,000円)
	30　〃	940,000円 (1,034,000円)
	40　〃	1,080,000円 (1,188,000円)
	50　〃	1,200,000円 (1,320,000円)
	60　〃	1,300,000円 (1,430,000円)
	70　〃	1,360,000円 (1,496,000円)
	80　〃	1,400,000円 (1,540,000円)
	90　〃	1,450,000円 (1,595,000円)
	100　〃	1,490,000円 (1,639,000円)
	120　〃	1,570,000円 (1,727,000円)
	140　〃	1,620,000円 (1,782,000円)
	160　〃	1,660,000円 (1,826,000円)
	180　〃	1,700,000円 (1,870,000円)
	180kmを超えるもの	1,760,000円 (1,936,000円)

サ　４．５Ｍｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	510,000円　(561,000円)
	30　〃	1,130,000円 (1,243,000円)
	40　〃	1,350,000円 (1,485,000円)
	50　〃	1,500,000円 (1,650,000円)
	60　〃	1,650,000円 (1,815,000円)
	70　〃	1,740,000円 (1,914,000円)
	80　〃	1,820,000円 (2,002,000円)
	90　〃	1,890,000円 (2,079,000円)
	100　〃	1,950,000円 (2,145,000円)
	120　〃	2,040,000円 (2,244,000円)
	140　〃	2,140,000円 (2,354,000円)
	160　〃	2,210,000円 (2,431,000円)
	180　〃	2,280,000円 (2,508,000円)
	180kmを超えるもの	2,390,000円 (2,629,000円)

シ　６Ｍｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	620,000円　(682,000円)
	30　〃	1,320,000円 (1,452,000円)
	40　〃	1,650,000円 (1,815,000円)
	50　〃	1,850,000円 (2,035,000円)
	60　〃	2,010,000円 (2,211,000円)
	70　〃	2,120,000円 (2,332,000円)
	80　〃	2,210,000円 (2,431,000円)
	90　〃	2,300,000円 (2,530,000円)
	100　〃	2,370,000円 (2,607,000円)
	120　〃	2,500,000円 (2,750,000円)
	140　〃	2,620,000円 (2,882,000円)
	160　〃	2,710,000円 (2,981,000円)
	180　〃	2,800,000円 (3,080,000円)
	180kmを超えるもの	2,930,000円 (3,223,000円)

(b) その専用回線が同一県内に終始するもの

ア　６４ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ１	タイプ２	タイプ１	タイプ２
回線距離	15kmまでのもの	60,000円 (66,000円)	26,000円 (28,600円)	28,000円 (30,800円)	その専用回線を64kb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30　〃	85,000円 (93,500円)	40,000円 (44,000円)	42,000円 (46,200円)		
	40　〃	103,000円 (113,300円)	40,000円 (44,000円)	44,000円 (48,400円)	40,000円 (44,000円)	44,000円 (48,400円)
	50　〃	107,000円 (117,700円)	41,000円 (45,100円)	45,000円 (49,500円)	40,000円 (44,000円)	44,000円 (48,400円)
	60　〃	111,000円 (122,100円)	43,000円 (47,300円)	47,000円 (51,700円)	41,000円 (45,100円)	45,000円 (49,500円)
	70　〃	114,000円 (125,400円)	45,000円 (49,500円)	49,000円 (53,900円)	42,000円 (46,200円)	46,000円 (50,600円)
	80　〃	116,000円 (127,600円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)	42,000円 (46,200円)	46,000円 (50,600円)
	90　〃	120,000円 (132,000円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)	43,000円 (47,300円)	47,000円 (51,700円)
	90kmを超えるもの	122,000円 (134,200円)	47,000円 (51,700円)	51,000円 (56,100円)	43,000円 (47,300円)	47,000円 (51,700円)

イ　１２８ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ１	タイプ２	タイプ１	タイプ２
回線距離	15kmまでのもの	63,000円 (69,300円)	35,000円 (38,500円)	37,000円 (40,700円)	その専用回線を128kb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30　〃	110,000円 (121,000円)	53,000円 (58,300円)	55,000円 (60,500円)		
	40　〃	122,000円 (134,200円)	66,000円 (72,600円)	70,000円 (77,000円)	65,000円 (71,500円)	69,000円 (75,900円)
	50　〃	129,000円 (141,900円)	69,000円 (75,900円)	73,000円 (80,300円)	67,000円 (73,700円)	71,000円 (78,100円)
	60　〃	134,000円 (147,400円)	73,000円 (80,300円)	77,000円 (84,700円)	70,000円 (77,000円)	74,000円 (81,400円)
	70　〃	139,000円 (152,900円)	76,000円 (83,600円)	80,000円 (88,000円)	71,000円 (78,100円)	75,000円 (82,500円)
	80　〃	142,000円 (156,200円)	78,000円 (85,800円)	82,000円 (90,200円)	72,000円 (79,200円)	76,000円 (83,600円)
	90　〃	146,000円 (160,600円)	79,000円 (86,900円)	83,000円 (91,300円)	73,000円 (80,300円)	77,000円 (84,700円)
	90kmを超えるもの	150,000円 (165,000円)	81,000円 (89,100円)	85,000円 (93,500円)	73,000円 (80,300円)	77,000円 (84,700円)

ウ　１９２ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	130,000円 (143,000円)
	30　〃	200,000円 (220,000円)
	40　〃	233,000円 (256,300円)
	50　〃	247,000円 (271,700円)
	60　〃	271,000円 (298,100円)
	70　〃	291,000円 (320,100円)
	80　〃	302,000円 (332,200円)
	90　〃	312,000円 (343,200円)
	90kmを超えるもの	320,000円 (352,000円)

エ　２５６ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	145,000円 (159,500円)
	30　〃	230,000円 (253,000円)
	40　〃	280,000円 (308,000円)
	50　〃	295,000円 (324,500円)
	60　〃	320,000円 (352,000円)
	70　〃	335,000円 (368,500円)
	80　〃	342,000円 (376,200円)
	90　〃	349,000円 (383,900円)
	90kmを超えるもの	362,000円 (398,200円)

オ　３８４ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	165,000円 (181,500円)
	30　〃	290,000円 (319,000円)
	40　〃	340,000円 (374,000円)
	50　〃	355,000円 (390,500円)
	60　〃	380,000円 (418,000円)
	70　〃	390,000円 (429,000円)
	80　〃	400,000円 (440,000円)
	90　〃	410,000円 (451,000円)
	90kmを超えるもの	420,000円 (462,000円)

カ　５１２ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	180,000円 (198,000円)
	30　〃	330,000円 (363,000円)
	40　〃	380,000円 (418,000円)
	50　〃	400,000円 (440,000円)
	60　〃	425,000円 (467,500円)
	70　〃	440,000円 (484,000円)
	80　〃	455,000円 (500,500円)
	90　〃	470,000円 (517,000円)
	90kmを超えるもの	480,000円 (528,000円)

キ　７６８ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	210,000円 (231,000円)
	30　〃	390,000円 (429,000円)
	40　〃	440,000円 (484,000円)
	50　〃	480,000円 (528,000円)
	60　〃	520,000円 (572,000円)
	70　〃	540,000円 (594,000円)
	80　〃	555,000円 (610,500円)
	90　〃	570,000円 (627,000円)
	90kmを超えるもの	580,000円 (638,000円)

ク　１Ｍｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	240,000円 (264,000円)
	30　〃	440,000円 (484,000円)
	40　〃	520,000円 (572,000円)
	50　〃	570,000円 (627,000円)
	60　〃	610,000円 (671,000円)
	70　〃	635,000円 (698,500円)
	80　〃	660,000円 (726,000円)
	90　〃	680,000円 (748,000円)
	90kmを超えるもの	700,000円 (770,000円)

ケ　１．５Ｍｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ１	タイプ２	タイプ１	タイプ２
回線距離	15kmまでのもの	285,000円 (313,500円)	138,000円 (151,800円)	145,000円 (159,500円)	その専用回線を1.5Mb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30　〃	530,000円 (583,000円)	302,000円 (332,200円)	316,000円 (347,600円)		
	40　〃	630,000円 (693,000円)	309,000円 (339,900円)	323,000円 (355,300円)	304,000円 (334,400円)	318,000円 (349,800円)
	50　〃	700,000円 (770,000円)	331,000円 (364,100円)	345,000円 (379,500円)	326,000円 (358,600円)	340,000円 (374,000円)
	60　〃	740,000円 (814,000円)	352,000円 (387,200円)	366,000円 (402,600円)	347,000円 (381,700円)	361,000円 (397,100円)
	70　〃	780,000円 (858,000円)	374,000円 (411,400円)	388,000円 (426,800円)	369,000円 (405,900円)	383,000円 (421,300円)
	80　〃	810,000円 (891,000円)	396,000円 (435,600円)	410,000円 (451,000円)	391,000円 (430,100円)	405,000円 (445,500円)
	90　〃	840,000円 (924,000円)	417,000円 (458,700円)	431,000円 (474,100円)	412,000円 (453,200円)	426,000円 (468,600円)
	90kmを超えるもの	865,000円 (951,500円)	438,000円 (481,800円)	452,000円 (497,200円)	433,000円 (476,300円)	447,000円 (491,700円)

コ　３Ｍｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	450,000円 (495,000円)
	30　〃	940,000円 (1,034,000円)
	40　〃	1,080,000円 (1,188,000円)
	50　〃	1,200,000円 (1,320,000円)
	60　〃	1,300,000円 (1,430,000円)
	70　〃	1,360,000円 (1,496,000円)
	80　〃	1,400,000円 (1,540,000円)
	90　〃	1,450,000円 (1,595,000円)
	90kmを超えるもの	1,490,000円 (1,639,000円)

サ　４．５Ｍｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	510,000円 (561,000円)
	30　〃	1,130,000円 (1,243,000円)
	40　〃	1,350,000円 (1,485,000円)
	50　〃	1,500,000円 (1,650,000円)
	60　〃	1,610,000円 (1,771,000円)
	70　〃	1,690,000円 (1,859,000円)
	80　〃	1,770,000円 (1,947,000円)
	90　〃	1,830,000円 (2,013,000円)
	90kmを超えるもの	1,900,000円 (2,090,000円)

シ　６Ｍｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	620,000円 (682,000円)
	30　〃	1,320,000円 (1,452,000円)
	40　〃	1,650,000円 (1,815,000円)
	50　〃	1,850,000円 (2,035,000円)
	60　〃	2,010,000円 (2,211,000円)
	70　〃	2,120,000円 (2,332,000円)
	80　〃	2,210,000円 (2,431,000円)
	90　〃	2,300,000円 (2,530,000円)
	90kmを超えるもの	2,370,000円 (2,607,000円)

b．Ｙインタフェースのもの

ア　６４ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）　（税込価格）	
		右欄以外のとき	その専用回線が同一県内に終始するもの
回線距離	15kmまでのもの	60,000円　(66,000円)	60,000円　(66,000円)
	30　〃	85,000円　(93,500円)	85,000円　(93,500円)
	40　〃	103,000円　(113,300円)	103,000円　(113,300円)
	50　〃	107,000円　(117,700円)	107,000円　(117,700円)
	60　〃	111,000円　(122,100円)	111,000円　(122,100円)
	70　〃	114,000円　(125,400円)	114,000円　(125,400円)
	80　〃	116,000円　(127,600円)	116,000円　(127,600円)
	90　〃	120,000円　(132,000円)	120,000円　(132,000円)
	100　〃	122,000円　(134,200円)	122,000円　(134,200円)
	120　〃	125,000円　(137,500円)	125,000円　(137,500円)
	140　〃	127,000円　(139,700円)	127,000円　(139,700円)
	160　〃	129,000円　(141,900円)	129,000円　(141,900円)
	180　〃	131,000円　(144,100円)	
	180kmを超えるもの	133,000円　(146,300円)	

イ　１９２ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）　（税込価格）	
		右欄以外のとき	その専用回線が同一県内に終始するもの
回線距離	15kmまでのもの	130,000円　(143,000円)	130,000円　(143,000円)
	30　〃	200,000円　(220,000円)	200,000円　(220,000円)
	40　〃	245,000円　(269,500円)	245,000円　(269,500円)
	50　〃	260,000円　(286,000円)	260,000円　(286,000円)
	60　〃	285,000円　(313,500円)	285,000円　(313,500円)
	70　〃	305,000円　(335,500円)	305,000円　(335,500円)
	80　〃	315,000円　(346,500円)	315,000円　(346,500円)
	90　〃	325,000円　(357,500円)	325,000円　(357,500円)
	100　〃	335,000円　(368,500円)	335,000円　(368,500円)
	120　〃	345,000円　(379,500円)	345,000円　(379,500円)
	140　〃	350,000円　(385,000円)	350,000円　(385,000円)
	160　〃	355,000円　(390,500円)	355,000円　(390,500円)
	180　〃	360,000円　(396,000円)	
	180kmを超えるもの	365,000円　(401,500円)	

ウ　３８４ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）　（税込価格）	
		右欄以外のとき	その専用回線が同一県内に終始するもの
回線距離	15kmまでのもの	165,000円（181,500円）	165,000円（181,500円）
	30　〃	290,000円（319,000円）	290,000円（319,000円）
	40　〃	340,000円（374,000円）	340,000円（374,000円）
	50　〃	355,000円（390,500円）	355,000円（390,500円）
	60　〃	380,000円（418,000円）	380,000円（418,000円）
	70　〃	390,000円（429,000円）	390,000円（429,000円）
	80　〃	400,000円（440,000円）	400,000円（440,000円）
	90　〃	410,000円（451,000円）	410,000円（451,000円）
	100　〃	420,000円（462,000円）	420,000円（462,000円）
	120　〃	430,000円（473,000円）	430,000円（473,000円）
	140　〃	440,000円（484,000円）	440,000円（484,000円）
	160　〃	450,000円（495,000円）	450,000円（495,000円）
	180　〃	460,000円（506,000円）	
	180kmを超えるもの	470,000円（517,000円）	

エ　７６８ｋｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）　（税込価格）	
		右欄以外のとき	その専用回線が同一県内に終始するもの
回線距離	15kmまでのもの	210,000円（231,000円）	210,000円（231,000円）
	30　〃	390,000円（429,000円）	390,000円（429,000円）
	40　〃	440,000円（484,000円）	440,000円（484,000円）
	50　〃	480,000円（528,000円）	480,000円（528,000円）
	60　〃	520,000円（572,000円）	520,000円（572,000円）
	70　〃	540,000円（594,000円）	540,000円（594,000円）
	80　〃	560,000円（616,000円）	560,000円（616,000円）
	90　〃	575,000円（632,500円）	575,000円（632,500円）
	100　〃	590,000円（649,000円）	590,000円（649,000円）
	120　〃	610,000円（671,000円）	610,000円（671,000円）
	140　〃	630,000円（693,000円）	630,000円（693,000円）
	160　〃	650,000円（715,000円）	650,000円（715,000円）
	180　〃	670,000円（737,000円）	
	180kmを超えるもの	690,000円（759,000円）	

オ　１．５Ｍｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）　（税込価格）	
		右欄以外のとき	その専用回線が同一県内に終始するもの
回線距離	15kmまでのもの	285,000円　(313,500円)	285,000円　(313,500円)
	30　〃	530,000円　(583,000円)	530,000円　(583,000円)
	40　〃	630,000円　(693,000円)	630,000円　(693,000円)
	50　〃	720,000円　(792,000円)	720,000円　(792,000円)
	60　〃	770,000円　(847,000円)	770,000円　(847,000円)
	70　〃	815,000円　(896,500円)	815,000円　(896,500円)
	80　〃	850,000円　(935,000円)	850,000円　(935,000円)
	90　〃	880,000円　(968,000円)	880,000円　(968,000円)
	100　〃	905,000円　(995,500円)	905,000円　(995,500円)
	120　〃	945,000円　(1,039,500円)	945,000円　(1,039,500円)
	140　〃	985,000円　(1,083,500円)	985,000円　(1,083,500円)
	160　〃	1,020,000円　(1,122,000円)	1,020,000円　(1,122,000円)
	180　〃	1,055,000円　(1,160,500円)	
	180kmを超えるもの	1,085,000円　(1,193,500円)	

カ　３Ｍｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）　（税込価格）	
		右欄以外のとき	その専用回線が同一県内に終始するもの
回線距離	15kmまでのもの	450,000円　(495,000円)	450,000円　(495,000円)
	30　〃	940,000円　(1,034,000円)	940,000円　(1,034,000円)
	40　〃	1,080,000円　(1,188,000円)	1,080,000円　(1,188,000円)
	50　〃	1,200,000円　(1,320,000円)	1,200,000円　(1,320,000円)
	60　〃	1,300,000円　(1,430,000円)	1,300,000円　(1,430,000円)
	70　〃	1,360,000円　(1,496,000円)	1,360,000円　(1,496,000円)
	80　〃	1,400,000円　(1,540,000円)	1,400,000円　(1,540,000円)
	90　〃	1,450,000円　(1,595,000円)	1,450,000円　(1,595,000円)
	100　〃	1,490,000円　(1,639,000円)	1,490,000円　(1,639,000円)
	120　〃	1,570,000円　(1,727,000円)	1,570,000円　(1,727,000円)
	140　〃	1,620,000円　(1,782,000円)	1,620,000円　(1,782,000円)
	160　〃	1,660,000円　(1,826,000円)	1,660,000円　(1,826,000円)
	180　〃	1,700,000円　(1,870,000円)	
	180kmを超えるもの	1,760,000円　(1,936,000円)	

キ　６Ｍｂ／ｓ

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）　（税込価格）	
		右欄以外のとき	その専用回線が同一県内に終始するもの
回線距離	15kmまでのもの	620,000円　(682,000円)	620,000円　(682,000円)
	30　〃	1,320,000円 (1,452,000円)	1,320,000円 (1,452,000円)
	40　〃	1,650,000円 (1,815,000円)	1,650,000円 (1,815,000円)
	50　〃	1,850,000円 (2,035,000円)	1,850,000円 (2,035,000円)
	60　〃	2,010,000円 (2,211,000円)	2,010,000円 (2,211,000円)
	70　〃	2,120,000円 (2,332,000円)	2,120,000円 (2,332,000円)
	80　〃	2,210,000円 (2,431,000円)	2,210,000円 (2,431,000円)
	90　〃	2,300,000円 (2,530,000円)	2,300,000円 (2,530,000円)
	100　〃	2,370,000円 (2,607,000円)	2,370,000円 (2,607,000円)
	120　〃	2,500,000円 (2,750,000円)	2,500,000円 (2,750,000円)
	140　〃	2,620,000円 (2,882,000円)	2,620,000円 (2,882,000円)
	160　〃	2,710,000円 (2,981,000円)	2,710,000円 (2,981,000円)
	180　〃	2,800,000円 (3,080,000円)	
	180kmを超えるもの	2,930,000円 (3,223,000円)	

②その専用回線が接続専用回線のもの

(a)　(b)及び(c)以外のもの

ア　６４ｋｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ１	タイプ２	タイプ１	タイプ２
回線距離	15kmまでのもの	29,000円 (31,900円)	18,000円 (19,800円)	20,000円 (22,000円)	その専用回線を64kb/sのエコノミークラスの接続専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30　〃	53,000円 (58,300円)	26,000円 (28,600円)	28,000円 (30,800円)		
	40　〃	71,000円 (78,100円)	26,000円 (28,600円)	30,000円 (33,000円)	26,000円 (28,600円)	30,000円 (33,000円)
	50　〃	75,000円 (82,500円)	27,000円 (29,700円)	31,000円 (34,100円)	26,000円 (28,600円)	30,000円 (33,000円)
	60　〃	79,000円 (86,900円)	29,000円 (31,900円)	33,000円 (36,300円)	28,000円 (30,800円)	32,000円 (35,200円)
	70　〃	82,000円 (90,200円)	30,000円 (33,000円)	34,000円 (37,400円)	29,000円 (31,900円)	33,000円 (36,300円)
	80　〃	83,000円 (91,300円)	32,000円 (35,200円)	36,000円 (39,600円)	31,000円 (34,100円)	35,000円 (38,500円)
	90　〃	88,000円 (96,800円)	34,000円 (37,400円)	38,000円 (41,800円)	33,000円 (36,300円)	37,000円 (40,700円)
	100　〃	90,000円 (99,000円)	35,000円 (38,500円)	39,000円 (42,900円)	33,000円 (36,300円)	37,000円 (40,700円)
	120　〃	92,000円 (101,200円)	38,000円 (41,800円)	42,000円 (46,200円)	36,000円 (39,600円)	40,000円 (44,000円)
	140　〃	94,000円 (103,400円)	41,000円 (45,100円)	45,000円 (49,500円)	39,000円 (42,900円)	43,000円 (47,300円)
	160　〃	97,000円 (106,700円)	44,000円 (48,400円)	48,000円 (52,800円)	42,000円 (46,200円)	46,000円 (50,600円)
	180　〃	99,000円 (108,900円)	48,000円 (52,800円)	52,000円 (57,200円)	45,000円 (49,500円)	49,000円 (53,900円)
	180kmを超えるもの	100,000円 (110,000円)	51,000円 (56,100円)	55,000円 (60,500円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)

イ　１２８ｋｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ１	タイプ２	タイプ１	タイプ２
回線距離	15kmまでのもの	32,000円 (35,200円)	29,000円 (31,900円)	31,000円 (34,100円)	その専用回線を128kb/sのエコノミークラスの接続専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30　〃	78,000円 (85,800円)	43,000円 (47,300円)	45,000円 (49,500円)		
	40　〃	90,000円 (99,000円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)	45,000円 (49,500円)	49,000円 (53,900円)
	50　〃	97,000円 (106,700円)	49,000円 (53,900円)	53,000円 (58,300円)	47,000円 (51,700円)	51,000円 (56,100円)
	60　〃	103,000円 (113,300円)	52,000円 (57,200円)	56,000円 (61,600円)	50,000円 (55,000円)	54,000円 (59,400円)
	70　〃	107,000円 (117,700円)	56,000円 (61,600円)	60,000円 (66,000円)	54,000円 (59,400円)	58,000円 (63,800円)
	80　〃	110,000円 (121,000円)	59,000円 (64,900円)	63,000円 (69,300円)	57,000円 (62,700円)	61,000円 (67,100円)
	90　〃	115,000円 (126,500円)	62,000円 (68,200円)	66,000円 (72,600円)	60,000円 (66,000円)	64,000円 (70,400円)
	100　〃	118,000円 (129,800円)	66,000円 (72,600円)	70,000円 (77,000円)	63,000円 (69,300円)	67,000円 (73,700円)
	120　〃	123,000円 (135,300円)	71,000円 (78,100円)	75,000円 (82,500円)	67,000円 (73,700円)	71,000円 (78,100円)
	140　〃	127,000円 (139,700円)	77,000円 (84,700円)	81,000円 (89,100円)	72,000円 (79,200円)	76,000円 (83,600円)
	160　〃	131,000円 (144,100円)	84,000円 (92,400円)	88,000円 (96,800円)	76,000円 (83,600円)	80,000円 (88,000円)
	180　〃	134,000円 (147,400円)	90,000円 (99,000円)	94,000円 (103,400円)	78,000円 (85,800円)	82,000円 (90,200円)
	180kmを超えるもの	138,000円 (151,800円)	94,000円 (103,400円)	98,000円 (107,800円)	80,000円 (88,000円)	84,000円 (92,400円)

ウ　１９２ｋｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

	距　離　区　分	料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	60,000円　(66,000円)
	30　〃	110,000円 (121,000円)
	40　〃	155,000円 (170,500円)
	50　〃	169,000円 (185,900円)
	60　〃	182,000円 (200,200円)
	70　〃	186,000円 (204,600円)
	80　〃	191,000円 (210,100円)
	90　〃	195,000円 (214,500円)
	100　〃	199,000円 (218,900円)
	120　〃	206,000円 (226,600円)
	140　〃	214,000円 (235,400円)
	160　〃	223,000円 (245,300円)
	180　〃	231,000円 (254,100円)
	180kmを超えるもの	239,000円 (262,900円)

エ　２５６ｋｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

	距　離　区　分	料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	69,000円　(75,900円)
	30　〃	140,000円 (154,000円)
	40　〃	187,000円 (205,700円)
	50　〃	192,000円 (211,200円)
	60　〃	198,000円 (217,800円)
	70　〃	203,000円 (223,300円)
	80　〃	209,000円 (229,900円)
	90　〃	215,000円 (236,500円)
	100　〃	220,000円 (242,000円)
	120　〃	229,000円 (251,900円)
	140　〃	240,000円 (264,000円)
	160　〃	251,000円 (276,100円)
	180　〃	262,000円 (288,200円)
	180kmを超えるもの	274,000円 (301,400円)

オ　３８４ｋｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

	距　離　区　分	料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	80,000円　(88,000円)
	30　〃	200,000円 (220,000円)
	40　〃	212,000円 (233,200円)
	50　〃	220,000円 (242,000円)
	60　〃	229,000円 (251,900円)
	70　〃	237,000円 (260,700円)
	80　〃	245,000円 (269,500円)
	90　〃	254,000円 (279,400円)
	100　〃	262,000円 (288,200円)
	120　〃	274,000円 (301,400円)
	140　〃	291,000円 (320,100円)
	160　〃	308,000円 (338,800円)
	180　〃	324,000円 (356,400円)
	180kmを超えるもの	341,000円 (375,100円)

カ　５１２ｋｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

	距　離　区　分	料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	95,000円　(104,500円)
	30　〃	223,000円 (245,300円)
	40　〃	237,000円 (260,700円)
	50　〃	248,000円 (272,800円)
	60　〃	259,000円 (284,900円)
	70　〃	270,000円 (297,000円)
	80　〃	281,000円 (309,100円)
	90　〃	292,000円 (321,200円)
	100　〃	303,000円 (333,300円)
	120　〃	319,000円 (350,900円)
	140　〃	341,000円 (375,100円)
	160　〃	363,000円 (399,300円)
	180　〃	385,000円 (423,500円)
	180kmを超えるもの	406,000円 (446,600円)

キ　７６８ｋｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

	距　離　区　分	料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	130,000円　(143,000円)
	30　〃	265,000円 (291,500円)
	40　〃	285,000円 (313,500円)
	50　〃	301,000円 (331,100円)
	60　〃	317,000円 (348,700円)
	70　〃	333,000円 (366,300円)
	80　〃	349,000円 (383,900円)
	90　〃	365,000円 (401,500円)
	100　〃	381,000円 (419,100円)
	120　〃	405,000円 (445,500円)
	140　〃	436,000円 (479,600円)
	160　〃	468,000円 (514,800円)
	180　〃	500,000円 (550,000円)
	180kmを超えるもの	532,000円 (585,200円)

ク　１Ｍｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

	距　離　区　分	料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	160,000円　(176,000円)
	30　〃	319,000円 (350,900円)
	40　〃	348,000円 (382,800円)
	50　〃	371,000円 (408,100円)
	60　〃	394,000円 (433,400円)
	70　〃	417,000円 (458,700円)
	80　〃	440,000円 (484,000円)
	90　〃	463,000円 (509,300円)
	100　〃	486,000円 (534,600円)
	120　〃	521,000円 (573,100円)
	140　〃	567,000円 (623,700円)
	160　〃	613,000円 (674,300円)
	180　〃	659,000円 (724,900円)
	180kmを超えるもの	705,000円 (775,500円)

ケ　１．５Ｍｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ１	タイプ２	タイプ１	タイプ２
回線距離	15kmまでのもの	210,000円 (231,000円)	144,000円 (158,400円)	151,000円 (166,100円)	その専用回線を1.5Mb/sのエコノミークラスの接続専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30　〃	378,000円 (415,800円)	218,000円 (239,800円)	225,000円 (247,500円)		
	40　〃	415,000円 (456,500円)	271,000円 (298,100円)	285,000円 (313,500円)	262,000円 (288,200円)	276,000円 (303,600円)
	50　〃	445,000円 (489,500円)	295,000円 (324,500円)	309,000円 (339,900円)	272,000円 (299,200円)	286,000円 (314,600円)
	60　〃	474,000円 (521,400円)	319,000円 (350,900円)	333,000円 (366,300円)	283,000円 (311,300円)	297,000円 (326,700円)
	70　〃	504,000円 (554,400円)	343,000円 (377,300円)	357,000円 (392,700円)	293,000円 (322,300円)	307,000円 (337,700円)
	80　〃	535,000円 (588,500円)	360,000円 (396,000円)	374,000円 (411,400円)	303,000円 (333,300円)	317,000円 (348,700円)
	90　〃	563,000円 (619,300円)	378,000円 (415,800円)	392,000円 (431,200円)	309,000円 (339,900円)	323,000円 (355,300円)
	100　〃	593,000円 (652,300円)	395,000円 (434,500円)	409,000円 (449,900円)	320,000円 (352,000円)	334,000円 (367,400円)
	120　〃	638,000円 (701,800円)	420,000円 (462,000円)	434,000円 (477,400円)	332,000円 (365,200円)	346,000円 (380,600円)
	140　〃	697,000円 (766,700円)	451,000円 (496,100円)	465,000円 (511,500円)	351,000円 (386,100円)	365,000円 (401,500円)
	160　〃	756,000円 (831,600円)	483,000円 (531,300円)	497,000円 (546,700円)	369,000円 (405,900円)	383,000円 (421,300円)
	180　〃	815,000円 (896,500円)	515,000円 (566,500円)	529,000円 (581,900円)	391,000円 (430,100円)	405,000円 (445,500円)
	180kmを超えるもの	875,000円 (962,500円)	547,000円 (601,700円)	561,000円 (617,100円)	411,000円 (452,100円)	425,000円 (467,500円)

コ　３Ｍｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	340,000円　(374,000円)
	30　〃	655,000円　(720,500円)
	40　〃	720,000円　(792,000円)
	50　〃	772,000円　(849,200円)
	60　〃	824,000円　(906,400円)
	70　〃	876,000円　(963,600円)
	80　〃	927,000円　(1,019,700円)
	90　〃	980,000円　(1,078,000円)
	100　〃	1,030,000円　(1,133,000円)
	120　〃	1,110,000円　(1,221,000円)
	140　〃	1,210,000円　(1,331,000円)
	160　〃	1,320,000円　(1,452,000円)
	180　〃	1,420,000円　(1,562,000円)
	180kmを超えるもの	1,520,000円　(1,672,000円)

サ　４．５Ｍｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	415,000円　(456,500円)
	30　〃	803,000円　(883,300円)
	40　〃	889,000円　(977,900円)
	50　〃	959,000円　(1,054,900円)
	60　〃	1,030,000円　(1,133,000円)
	70　〃	1,100,000円　(1,210,000円)
	80　〃	1,170,000円　(1,287,000円)
	90　〃	1,240,000円　(1,364,000円)
	100　〃	1,300,000円　(1,430,000円)
	120　〃	1,410,000円　(1,551,000円)
	140　〃	1,550,000円　(1,705,000円)
	160　〃	1,680,000円　(1,848,000円)
	180　〃	1,820,000円　(2,002,000円)
	180kmを超えるもの	1,960,000円　(2,156,000円)

シ　６Ｍｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	15kmまでのもの	535,000円　(588,500円)
	30　〃	980,000円　(1,078,000円)
	40　〃	1,080,000円　(1,188,000円)
	50　〃	1,160,000円　(1,276,000円)
	60　〃	1,240,000円　(1,364,000円)
	70　〃	1,330,000円　(1,463,000円)
	80　〃	1,410,000円　(1,551,000円)
	90　〃	1,490,000円　(1,639,000円)
	100　〃	1,580,000円　(1,738,000円)
	120　〃	1,700,000円　(1,870,000円)
	140　〃	1,870,000円　(2,057,000円)
	160　〃	2,030,000円　(2,233,000円)
	180　〃	2,200,000円　(2,420,000円)
	180kmを超えるもの	2,370,000円　(2,607,000円)

(b) 当社が別に定める特定協定事業者に係るもの

ア－１　６４ｋｂ／ｓ（通常クラスのもの）

接続専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	120kmまでのもの	78,000円（85,800円）
	120kmを超えるもの	78,000円(税込85,800円)に120kmを超える20kmまでごとに1,400円(税込1,540円)を加えた額
	460kmを超えるもの	101,800円(税込111,980円)に460kmを超える20kmまでごとに500円(税込550円)を加えた額

ア－２　６４ｋｂ／ｓ（エコノミークラス及びシンプルクラスのもの）

接続専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）	
		エコノミークラスのもの	シンプルクラスのもの
回線距離	120kmまでのもの	55,500円（61,050円）	51,500円（56,650円）
	120kmを超えるもの	55,500円(税込61,050円)に120kmを超える20kmまでごとに1,300円(税込1,430円)を加えた額	51,500円(税込56,650円)に120kmを超える20kmまでごとに800円(税込880円)を加えた額
	600kmを超えるもの	86,700円(税込95,370円)に600kmを超える20kmまでごとに600円(税込660円)を加えた額	70,700円(税込77,770円)に600kmを超える20kmまでごとに600円(税込660円)を加えた額

イ－１　１２８ｋｂ／ｓ（通常クラスのもの）

接続専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）
回線距離	120kmまでのもの	127,300円（140,030円）
	120kmを超えるもの	127,300円(税込140,030円)に120kmを超える20kmまでごとに2,300円(税込2,530円)を加えた額
	460kmを超えるもの	166,400円(税込183,040円)に460kmを超える20kmまでごとに1,000円(税込1,100円)を加えた額

イ－２　１２８ｋｂ／ｓ（エコノミークラス及びシンプルクラスのもの）

接続専用回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）	
		エコノミークラスのもの	シンプルクラスのもの
回線距離	120kmまでのもの	89,500円（98,450円）	80,500円（88,550円）
	120kmを超えるもの	89,500円(税込98,450円)に120kmを超える20kmまでごとに2,500円(税込2,750円)を加えた額	80,500円(税込88,550円)に120kmを超える20kmまでごとに1,600円(税込1,760円)を加えた額
	600kmを超えるもの	149,500円(税込164,450円)に600kmを超える20kmまでごとに1,000円(税込1,100円)を加えた額	118,900円(税込130,790円)に600kmを超える20kmまでごとに1,100円(税込1,210円)を加えた額

ウ　１９２ｋｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）（税込価格）
回線距離	120kmまでのもの	282,000円（310,200円）
	120kmを超えるもの	282,000　円（税込　310,200　円）に120km を超える 20km までごとに3,800円（税込4,180円）を加えた額
	460kmを超えるもの	346,600円（税込381,260円）に460kmを超える20kmまでごとに1,500円（税込1,650円）を加えた額

エ　２５６ｋｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）（税込価格）
回線距離	120kmまでのもの	320,000円（352,000円）
	120kmを超えるもの	320,000　円（税込　352,000　円）に120km を超える 20km までごとに5,300円（税込5,830円）を加えた額
	460kmを超えるもの	410,100円（税込451,110円）に460kmを超える20kmまでごとに2,000円（税込2,200円）を加えた額

オ　３８４ｋｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）（税込価格）
回線距離	120kmまでのもの	357,000円（392,700円）
	120kmを超えるもの	357,000　円（税込　392,700　円）に120km を超える 20km までごとに7,200円（税込7,920円）を加えた額
	460kmを超えるもの	479,400円（税込527,340円）に460kmを超える20kmまでごとに3,000円（税込3,300円）を加えた額

カ　５１２ｋｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）（税込価格）
回線距離	120kmまでのもの	404,000円（444,400円）
	120kmを超えるもの	404,000円（税込444,400円）に120kmを超える20kmまでごとに9,400円（税込10,340円）を加えた額
	460kmを超えるもの	563,800円（税込620,180円）に460kmを超える20kmまでごとに3,900円（税込4,290円）を加えた額

キ　７６８ｋｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）（税込価格）
回線距離	120kmまでのもの	489,100円（538,010円）
	120kmを超えるもの	489,100円(税込538,010円)に120kmを超える20kmまでごとに14,600円(税込16,060円)を加えた額
	460kmを超えるもの	737,300円(税込811,030円)に460kmを超える20kmまでごとに6,400円(税込7,040円)を加えた額

ク　１Ｍｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）（税込価格）
回線距離	120kmまでのもの	601,200円（661,320円）
	120kmを超えるもの	601,200円(税込661,320円)に120kmを超える20kmまでごとに18,400円(税込20,240円)を加えた額
	460kmを超えるもの	914,000円(税込1,005,400円)に460kmを超える20kmまでごとに8,100円(税込8,910円)を加えた額

ケー１　１．５Ｍｂ／ｓ（通常クラスのもの）

接続専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）（税込価格）
回線距離	120kmまでのもの	684,000円（752,400円）
	120kmを超えるもの	684,000円(税込752,400円)に120kmを超える20kmまでごとに24,500円(税込26,950円)を加えた額
	460kmを超えるもの	1,100,500円(税込1,210,550円)に460kmを超える20kmまでごとに19,800円(税込21,780円)を加えた額

ケー２　１．５Ｍｂ／ｓ（エコノミークラス及びシンプルクラスのもの）

接続専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）（税込価格）	
		エコノミークラスのもの	シンプルクラスのもの
回線距離	120kmまでのもの	523,000円（575,300円）	438,000円（481,800円）
	120kmを超えるもの	523,000円(税込575,300円)に120kmを超える20kmまでごとに24,200円(税込26,620円)を加えた額	438,000円(税込481,800円)に120kmを超える20kmまでごとに17,100円(税込18,810円)を加えた額
	600kmを超えるもの	1,103,800円(税込1,214,180円)に600kmを超える20kmまでごとに21,000円(税込23,100円)を加えた額	848,400円(税込933,240円)に600kmを超える20kmまでごとに17,100円(税込18,810円)を加えた額

コ　３Ｍｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）（税込価格）
回線距離	120kmまでのもの	1,259,500円（1,385,450円）
	120kmを超えるもの	1,259,500円(税込1,385,450円)に120kmを超える20kmまでごとに49,500円(税込54,450円)を加えた額
	460kmを超えるもの	2,101,000円(税込2,311,100円)に460kmを超える20kmまでごとに19,800円(税込21,780円)を加えた額

サ　４．５Ｍｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）（税込価格）
回線距離	120kmまでのもの	1,587,300円（1,746,030円）
	120kmを超えるもの	1,587,300円(税込1,746,030円)に120kmを超える20kmまでごとに65,200円(税込71,720円)を加えた額
	460kmを超えるもの	2,695,700円(税込2,965,270円)に460kmを超える20kmまでごとに27,500円(税込30,250円)を加えた額

シ　６Ｍｂ／ｓ

接続専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）（税込価格）
回線距離	120kmまでのもの	1,906,500円（2,097,150円）
	120kmを超えるもの	1,906,500円(税込2,097,150円)に120kmを超える20kmまでごとに79,700円(税込87,670円)を加えた額
	460kmを超えるもの	3,261,400円(税込3,587,540円)に460kmを超える20kmまでごとに33,200円(税込36,520円)を加えた額

(c) ＮＴＴ西日本株式会社に係るもの

ア－１　６４ｋｂ／ｓ（エコノミークラスのもの）

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの（２（料金額）の（１）のＡの（１－１）の①に係るもの）とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

ア－２　６４ｋｂ／ｓ（シンプルクラスのもの）

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの（２（料金額）の（１）のＡの（１－１）の①に係るもの）とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

イ－１　１２８ｋｂ／ｓ（エコノミークラスのもの）

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの（２（料金額）の（１）のＡの（１－１）の①に係るもの）とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

イ－２　１２８ｋｂ／ｓ（シンプルクラスのもの）

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの（２（料金額）の（１）のＡの（１－１）の①に係るもの）とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

ウ－１　１．５Ｍｂ／ｓ（エコノミークラスのもの）

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの（２（料金額）の（１）のＡの（１－１）の①に係るもの）とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

ウ－２　１．５Ｍｂ／ｓ（シンプルクラスのもの）

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの（２（料金額）の（１）のＡの（１－１）の①に係るもの）とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

(1-2) 超高速品目

① その専用回線が接続専用回線以外のもの

(a) 基本料

専用回線１回線ごとに

料　金　種　別	料　金　額（月額）　（税込価格）
中継回線によるもの	1,136,000 円　(1,249,600 円)
端末回線のみによるもの	646,000 円　(710,600 円)

(b) 加算料

ア　中継回線によるもの

アー１　中継回線の部分（中継回線専用料）

中継回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額　（月額）　（税込価格）	
		５０Mb/s のもの	１５０Mb/s のもの
回線距離	15kmまでのもの	410,000 円　(451,000 円)	930,000 円　(1,023,000 円)
	30　〃	1,400,000 円　(1,540,000 円)	3,640,000 円　(4,004,000 円)
	40　〃	1,860,000 円　(2,046,000 円)	4,900,000 円　(5,390,000 円)
	50　〃	2,270,000 円　(2,497,000 円)	5,980,000 円　(6,578,000 円)
	60　〃	2,610,000 円　(2,871,000 円)	6,880,000 円　(7,568,000 円)
	70　〃	2,930,000 円　(3,223,000 円)	7,770,000 円　(8,547,000 円)
	80　〃	3,200,000 円　(3,520,000 円)	8,480,000 円　(9,328,000 円)
	90　〃	3,470,000 円　(3,817,000 円)	9,220,000 円　(10,142,000 円)
	100　〃	3,750,000 円　(4,125,000 円)	9,950,000 円　(10,945,000 円)
	120　〃	4,030,000 円　(4,433,000 円)	10,690,000 円　(11,759,000 円)
	140　〃	4,430,000 円　(4,873,000 円)	11,770,000 円　(12,947,000 円)
	160　〃	4,820,000 円　(5,302,000 円)	12,820,000 円　(14,102,000 円)
	180　〃	5,160,000 円　(5,676,000 円)	13,730,000 円　(15,103,000 円)
	180kmを超えるもの	5,710,000 円　(6,281,000 円)	15,210,000 円　(16,731,000 円)

アー２　端末回線の部分（端末回線専用料）

端末回線１回線ごとに

単　　位	料　金　額（月額）　（税込価格）
５００ｍまでごとに	30,000 円　(33,000 円)

イ　端末回線のみによるもの

端末回線専用料

端末回線１回線ごとに

単　　位	料　金　額（月額）　（税込価格）
５００ｍまでごとに	30,000 円　(33,000 円)

② その専用回線が接続専用回線のもの

(a) (b)以外のもの

ア 基本料

接続専用回線１回線ごとに

料 金 種 別	料 金 額（月額） （税込価格）	
	５０Mb/s のもの	１５０Mb/s のもの
接続回線の部分	93,000 円 (102,300 円)	165,000 円 (181,500 円)
端末回線の部分	568,000 円 (624,800 円)	568,000 円 (624,800 円)

イ 加算料

接続専用回線１回線ごとに

料 金 種 別	単 位	料 金 額（月額） （税込価格）	
		５０Mb/s のもの	１５０Mb/s のもの
接続回線の部分	５００ｍまでごとに	7,000 円 (7,700 円)	20,000 円 (22,000 円)
端末回線の部分	５００ｍまでごとに	30,000 円 (33,000 円)	30,000 円 (33,000 円)

(b) 当社が別に定める特定協定事業者に係るもの

ア 基本料

端末回線１回線ごとに

料 金 種 別	料 金 額（月額） （税込価格）
端末回線の部分	568,000 円 (624,800 円)

イ 加算料

イ－１ 中継回線の部分（中継回線専用料）

中継回線１回線ごとに

距 離 区 分		料 金 額（月額） （税込価格）	
		５０Mb/s のもの	１５０Mb/s のもの
回線距離	120km までのもの	3,566,000 円 (3,922,600 円)	9,263,000 円(10,189,300 円)
	120km を超えるもの	3,566,000 円(税込 3,922,600 円)に 120km を超える 20km までごとに 345,000 円(税込 379,500 円)を加えた額	9,263,000 円(税込 10,189,300 円)に 120km を超える 20km までごとに 936,000 円(税込 1,029,600 円)を加えた額

イ－２ 端末回線の部分（端末回線専用料）

端末回線１回線ごとに

単 位	料 金 額（月額） （税込価格）
５００ｍまでごとに	30,000 円 (33,000 円)

B．短期専用契約に係るもの

（月額）

その専用回線等を短期専用契約以外のものに係るもの（２（料金額）の（１）のＡに係るもの）とみなした場合に適用される基本回線専用料に１．５を乗じた額

(2) 分岐回線専用料又は分岐料

分岐回線１回線につき

料　金　種　別			料　金　額（月額）　（税込価格）	
			専用契約	短期専用契約
高速品目	ア　その分岐回線の終端の回線距離測定局とその分岐箇所の回線距離測定局とが同一である分岐回線の場合の分岐回線専用料		距離区分の回線距離が最短なものの基本回線専用料の２分の１	同　　左
	イ　上記以外の分岐回線の場合の分岐回線専用料		その分岐回線の終端回線距離測定局と分岐箇所の回線距離測定局相互間の回線距離に対応する基本回線専用料と同額	同　　左
	ウ　分岐回線専用料のほかに分岐料として支払いを要する料金（分岐装置により分岐する場合に限ります。）	６４ｋｂ／ｓ	67,000 円（73,700 円）	100,500 円(110,550 円)
		１９２ｋｂ／ｓ ３８４ｋｂ／ｓ ７６８ｋｂ／ｓ １．５Ｍｂ／ｓ	100,000 円(110,000 円)	150,000 円(165,000 円)
		３Ｍｂ／ｓ ６Ｍｂ／ｓ	250,000 円(275,000 円)	375,000 円(412,500 円)

備考

専用契約者は、専用サービスの品目ごとに当社が定める分岐の数の限度内で分岐箇所及び分岐の順路を指定して、その専用回線の分岐の請求をすることができます。

ただし、次の場合は、分岐の請求をすることができません。

ア　その専用回線がＹインタフェース以外のものであるとき又は１の収容区域内に終始するものであるとき（第 33 条（回線自動切替の提供）に規定する回線自動切替を利用している専用回線の場合を除きます。）。

イ　分岐回線をさらに分岐するとき。

(3) 加算額

料 金 種 別	単　位	区　分		料金額（月額）　（税込価格）	
				専用契約	短期専用契約
ア　線路設置専用料	専用回線の各終端につき線路１００ｍまでごとに	メタル配線		700 円 (770 円)	1,050 円 (1,155 円)
		光配線		1,000 円 (1,100 円)	1,500 円 (1,650 円)
イ　異経路の線路専用料	－	－		別に算定する実費	
ウ　回線終端装置専用料	１台ごとに	６４kb/s		6,000 円 (6,600 円)	9,000 円 (9,900 円)
		１９２kb/s ３８４kb/s ７６８kb/s		21,000 円 (23,100 円)	31,500 円 (34,650 円)
		１．５Mb/s	下記以外のもの	21,000 円 (23,100 円)	31,500 円 (34,650 円)
			エコノミークラスのもの又はシンプルクラスのもの	9,500 円 (10,450 円)	14,250 円 (15,675 円)

		３Mb/s ６Mb/s	23,000 円 (25,300 円)	34,500 円 (37,950 円)
エ　配線設備専用料	１配線ごとに	メタル配線	60 円 (66 円)	90 円 (99 円)
		光配線	2,000 円 (2,200 円)	3,000 円 (3,300 円)
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

(4) 減算額

料 金 種 別	単　位	区　分	料金額（月額）　（税込価格）	
			専用契約	短期専用契約
多重アクセスを利用している場合の減算額	対象回線１回線ごとに	メタル配線	2,400 円 (2,640 円)	3,600 円 (3,960 円)
		光配線	18,000 円 (19,800 円)	27,000 円 (29,700 円)

(5) 付加専用料

料 金 種 別		単　位	料金額（月額）　（税込価格）	
			専用契約	短期専用契約
ア　回線接続装置専用料	64kb/s 又は 128kb/s 用のもの	１台ごとに	1,700 円 (1,870 円)	2,550 円 (2,805 円)
	192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1Mb/s 又は 1.5Mb/s 用のもの	１台ごとに	19,000 円 (20,900 円)	28,500 円 (31,350 円)
	3Mb/s、4.5Mb/s 又は 6Mb/s 用のもの	１台ごとに	21,000 円 (23,100 円)	31,500 円 (34,650 円)
	45Mb/s 用のもの	１台ごとに	58,000 円 (63,800 円)	－
	150Mb/s 用のもの	１台ごとに	61,000 円 (67,100 円)	－
	備考　高速品目（ＴＴＣ標準のインタフェース（以下「Ｉインタフェース」といいます。）のものに限ります。）及び超高速品目に限り提供します。			
イ　特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置	－	別に算定する実費	
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

第３　削除

第４　高速イーサネット専用サービスに関する料金

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　品目に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。
<table>
<tr><th colspan="2">品　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">中継回線によるもの</td><td>1Gb/s のもの</td><td>1Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>10Gb/s のもの</td><td>10Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">端末回線のみによるもの</td><td>10Mb/s のもの</td><td>10Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>100Mb/s のもの</td><td>100Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>1Gb/s のもの</td><td>1Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>10Gb/s のもの</td><td>10Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考
１　「中継回線によるもの」とは、端局（端局装置を設置している専用取扱局）相互間の回線（以下、中継回線といいます。）及びその中継回線に接続される端末回線（中継回線以外のもの）を利用するものをいいます。
また、「中継回線によるもの」は、短期専用契約は締結できないものとします。
２　「端末回線のみによるもの」とは、端末回線のみを利用するものをいいます。
３　専用契約者が指定することのできる専用回線の終端の場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限ります。
また、10Gb/s の品目（中継回線によるもののうち回線終端装置を設置しない場合に限ります）については、当社が別に定める専用取扱局と同一の構内に限ります。
４　当社は、専用回線（1Gb/s および 10Gb/s の品目に限ります。）の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。（ただし、中継回線によるもののうち 10Gb/s のものについては回線終端装置を設置しない場合があります。）
５　高速イーサネット専用サービスは、接続専用回線としては、端末回線のみによるもののうち 1Gb/s および 10Gb/s の品目に限り提供する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>(2)　細目に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。
ア　通信の態様による細目
(ｱ) 距離区分の区別
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>四国内</td><td>その専用回線の両端が香川県、徳島県、高知県、愛媛県に終始するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
当社は、中継回線によるもののうち 10Gb/s のものに限り、距離区分の区別を定めます。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>(3)　回線距離の測定</td><td>高速イーサネット専用サービスの回線距離は、高速ディジタル伝送サービスの高速品目の場合に準じて測定します。</td></tr>
<tr><td>(4)　最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用</td><td>ア　高速イーサネット専用サービスについては、短期専用契約に係るもの、異経路によるもの及び長期継続利用割引の適用によるものを除いて最低利用期間があります。
イ　専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第７７条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料、加算額及び付加専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。
ウ　専用契約者は、最低利用期間内にサービスの品目の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から、変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。
エ　ウの場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</td></tr>
<tr><td>(5)　長期継続利用に係る基本回線専用料の適用</td><td>ア　当社は、専用契約者（短期専用契約を締結している専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本回線専用料については、２の(1)の額（この表の(2)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額した額を適用します。
　この場合、長期継続利用には同表の２種類があり、あらかじめいずれかを１つを選択していただきます。
<table>
<tr><th>種　類</th><th>継続して利用する期間</th><th>基本回線専用料の減額（月額）</th></tr>
<tr><td>(ｱ) ３年利用</td><td>３年間</td><td>２の(1)の額に 0.07 を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>(ｲ) ６年利用</td><td>６年間</td><td>２の(1)の額に 0.11 を乗じて得た額</td></tr>
</table>
イ　長期継続利用に係る基本回線専用料については、長期継続利用の申出　を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。
ウ　長期継続利用に係る基本回線専用料の適用の対象となる期間（以下こ　の欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間も含むものとします。
エ　当社は、長期継続利用に係る専用回線について、当該専用契約の解除　があった場合には、長期継続利用を廃止します。
オ　長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継　続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の 10 日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。
カ　長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>キ　前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の基本回線専用料については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。
ク　長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に品目の変更若しくは専用回線の移転により当該専用契約に係る基本回線専用料が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれに次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
　ただし、次に掲げる支払いを要する額と既支払額との総額が通常の専用契約の総支払額を下回る場合は、通常の専用契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払いを要する額とします。
<table><tr><th>区　　分</th><th>支払いを要する額</th></tr><tr><td>(ｱ)　品目の変更等により基本回線専用料が減少した場合</td><td>残余の期間に対応する基本回線専用料の差額（減少前の長期継続利用適用後の基本回線専用料から減少後の長期継続利用適用後の基本回線専用料を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(ｲ)　長期継続利用の廃止があった場合</td><td>残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の基本回線専用料に0.35を乗じて得た額</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(6)　回線終端装置に係る料金の適用</td><td>当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。</td></tr>
<tr><td>(7)　サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、高速イーサネット専用サービスに係る専用回線（接続専用回線については、当社は別に定める特定協定事業者に係るもの以外のものを除きます。）の専用契約者（短期専用契約を締結している専用契約者を除きます。）の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第 96 条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して１時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。
　ただし、次の場合には、この限りではありません。
　この場合の料金の取扱いについては、当社は第 85 条（料金の支払義務）第２項第２号及び第３項第２号の規定を適用します。
(ｱ)第78条（接続専用回線の接続休止）の規定により接続休止としたとき。
(ｲ)第80条（利用中止）第１項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。
イ　アの規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における２（料金額）に規定する料金（この表の(1)欄から(6)欄までの適用による場合は適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>アに規定する状態が連続した時間</th><th>料金返還率</th></tr>
<tr><td>１時間以上２時間未満</td><td>１０％</td></tr>
<tr><td>２時間以上４時間未満</td><td>２０％</td></tr>
<tr><td>４時間以上６時間未満</td><td>３０％</td></tr>
<tr><td>６時間以上８時間未満</td><td>４０％</td></tr>
<tr><td>８時間以上７２時間未満</td><td>５０％</td></tr>
<tr><td>７２時間以上</td><td>１００％</td></tr>
</table>
ウ　当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ｱ)又は(ｲ)の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。
(ｱ)　(ｲ)以外の場合
その暦月におけるその専用契約に係る２（料金額）に規定する料金（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の３の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の３及び４の規定に基づき算出した額とします。））の額（第 85 条第２項第２号及び第３項第２号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の６の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）
(ｲ)　その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合
その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ｱ)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額
エ　アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が１の暦月（ウの(ｲ)の規定に該当する場合は、その規定に係る２の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。
ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</td></tr>
<tr><td>(8)　回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用</td><td>回線距離測定局の変更があった場合、収容区域及び加入区域の設定、専用回線の終端が区域外にある場合、短期専用契約の場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合、特別な電気通信設備を提供した場合の料金の適用については、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとします。</td></tr>
<tr><td>(9)　配線設備の加算額の適用</td><td>当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します（接続専用回線に係るものに限ります。）。
ア　専用回線の終端から１のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備、回線終端装置又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線
イ　１のジャック又はローゼットからの他のジャック又はローゼットまでの配線</td></tr>
</table>

２　料金額

(1) 基本回線専用料

(a) 中継回線によるもの

ア　１０Ｇｂ／ｓのもの

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　　金　　額（月額）　　（税込価格）	
回線距離	20kmまでのもの	6,834,000円	(7,517,400円)
	40　　〃	9,112,000円	(10,023,200円)
	60　　〃	13,132,000円	(14,445,200円)
	100　　〃	15,812,000円	(17,393,200円)
	200　　〃	17,822,000円	(19,604,200円)
	300　　〃	22,512,000円	(24,763,200円)

イ　１Ｇｂ／ｓのもの

専用回線１回線ごとに

距　離　区　分	料　　金　　額（月額）　　（税込価格）	
四国内	1,950,000円	(2,145,000円)

(b) 端末回線のみによるもの

専用回線１回線ごとに

品　　目	料　　金　　額（月額）　　（税込価格）	
	専用契約	短期専用契約
10Mb/s のもの	140,000 円　(154,000 円)	210,000 円　(231,000 円)
100Mb/s のもの	300,000 円　(330,000 円)	450,000 円　(495,000 円)
1Gb/s のもの	1,000,000 円 (1,100,000 円)	1,500,000 円 (1,650,000 円)
10Gb/s のもの	2,880,000 円 (3,168,000 円)	4,320,000 円 (4,752,000 円)

(2) 加算額

料金種別		単　位	料金額（月額）（税込価格）	
			専用契約	短期専用契約
ア　線路設置専用料		専用回線の各終端につき 100m までごとに	1,000 円 (1,100 円)	1,500 円 (1,650 円)
イ　異経路の線路専用料		－	別に算定する実費	
ウ　回線終端装置専用料	1 Gb/s 用のもの	1 台ごとに	30,000 円 (33,000 円)	45,000 円 (49,500 円)
	10Gb/s 用のもの	1 台ごとに	60,000 円 (66,000 円)	90,000 円 (99,000 円)
エ　配線設備専用料		1 配線ごとに	2,000 円 (2,200 円)	－
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

(3) 付加専用料

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">料金種別</td><td rowspan="2">単　位</td><td colspan="2">料金額（月額）（税込価格）</td></tr>
<tr><td>専用契約</td><td>短期専用契約</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ア　回線接続装置専用料</td><td rowspan="2">10Mb/s 又は100Mb/s用のもの</td><td>Ⅰ型</td><td rowspan="2">１台ごとに</td><td>19,000円
(20,900円)</td><td>28,500円
(31,350円)</td></tr>
<tr><td>Ⅱ型</td><td>5,000円
(5,500円)</td><td>7,500円
(8,250円)</td></tr>
<tr><td colspan="3">イ　特別な電気通信設備専用料</td><td>－</td><td colspan="2">別に算定する実費</td></tr>
<tr><td colspan="6">備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。</td></tr>
</table>

第５　専用ＩＰ接続サービスに関する料金

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　品目に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。
<table>
<tr><th rowspan="2">品　目</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><th>収容局から回線終端装置への伝送方向</th><th>回線終端装置から収容局への伝送方向</th></tr>
<tr><td>64kb/s</td><td>64kb/s</td><td>64kb/s</td></tr>
<tr><td>128kb/s</td><td>128kb/s</td><td>128kb/s</td></tr>
<tr><td>256kb/s</td><td>256kb/s</td><td>256kb/s</td></tr>
<tr><td>640kb/s</td><td>640kb/s</td><td>256kb/s</td></tr>
<tr><td>1Mb/s</td><td>1Mb/s</td><td>256kb/s</td></tr>
<tr><td>2Mb/s</td><td>2Mb/s</td><td>512kb/s</td></tr>
<tr><td>3Mb/s 以上</td><td>3Mb/s から 1Mb/s ごとに</td><td>1Mb/s から 1Mb/s ごとに</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考
１　専用契約者は、品目の変更の請求をすることができます。
２　３Mb/s 以上の品目に係る最大伝送速度は、当社が別に定めるものとします。
３　３Mb/s 以上の品目に係る回線終端装置から収容局への伝送方向の伝送速度は、収容局から回線終端装置への伝送方向の伝送速度までのものに限り提供します。</td></tr>
</table>
イ　当社は、暦月の初日に現に提供している専用回線について、２（料金額）の(1)に定める基本回線専用料を適用し、月額料金の日割は行いません。</td></tr>
<tr><td>(2)　回線終端装置に係る料金の適用</td><td>ア　当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。
イ　当社は、暦月の初日に現に提供している専用回線に係るものについて、２（料金額）の(2)に定める加算額を適用し、月額料金の日割は行いません。</td></tr>
<tr><td>(3)　付加専用料に係る料金の適用</td><td>当社は、暦月の初日に現に提供している専用回線に係るものについて、２（料金額）の(3)に定める付加専用料を適用し、月額料金の日割は行いません。</td></tr>
</table>

２　料金額

(1) 基本回線専用料

専用回線１回線ごとに

品　　目	料　　金　　額（月額）　　（税込価格）
64kb/s	1,150 円　　(1,265 円)
128kb/s	1,150 円　　(1,265 円)
256kb/s	1,150 円　　(1,265 円)
640kb/s	1,450 円　　(1,595 円)
1Mb/s	1,350 円　　(1,485 円)
2Mb/s	1,650 円　　(1,815 円)
3Mb/s 以上	1,650 円　　(1,815 円)

(2) 加算額

料金種別	単　位	料　金　額（月額）　（税込価格）
回線終端装置専用料	１台ごとに	550 円　(605 円)

(3) 付加専用料

料金種別	料　金　額（月額）
特別な電気通信設備専用料	別に算定する実費
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。	

第６　削除

第７　その他の専用サービス
映像伝送サービスに関する料金

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　品目に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。
<table>
<tr><th colspan="2">品　目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一般映像伝送サービス</td><td>標準型</td><td>専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあっては通常 60Hz から 4MHz まで、映像に付随する音響にあっては通常 50Hz から 15kHz（2 チャンネル）までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス</td></tr>
<tr><td>圧縮型</td><td>専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する音響並びにそれらの制御信号を伝送するため、映像にあっては通常 20Hz から 4.2MHz まで、映像に付随する音響にあっては通常 40Hz から 20kHz（2 チャンネル）まで、制御信号にあっては通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス</td></tr>
<tr><td>制御付随型</td><td>専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する制御信号を伝送するため、映像にあっては通常 60Hz から 4MHz まで、制御信号にあっては通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス</td></tr>
<tr><td colspan="2">高品質映像伝送サービス</td><td>専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあっては通常 60Hz から 5.5MHz まで、映像に付随する音響にあっては通常 20Hz から 20kHz（16 チャンネル）までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス</td></tr>
<tr><td colspan="2">広帯域映像伝送サービス</td><td>専らテレビジョンのカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、通常 5MHz から 550MHz までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス</td></tr>
<tr><td colspan="2">デジタル映像伝送サービス</td><td>専らテレビジョン又はハイビジョンのカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあっては 143Mbit/s、270Mbit/s 又は 1.5Gbit/s 相当の符号を、映像に付随する音響にあっては 6Mbit/s 相当の符号を伝送することが可能な専用サービス</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

備考
1　映像伝送サービスは、内容欄の用途のみに利用することができるものとます。
2　当社は、専用回線（一般映像伝送サービスの制御付随型に限ります。）の終端の場所に、当社の回線終端装置を設置します。
3　映像伝送サービスは、接続専用回線に係る専用サービスとしては提供しません。

(2)　通信の態様による細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。

ア　通信の方向による区別

区　別	内　容
片方向サービス	あらかじめ定められた一方向のみに伝送することが可能なもの
双方向サービス	片方向サービス以外のもの
備考 映像伝送サービスは、終日利用の専用サービス（片方向又は双方向サービス）として提供します。 ただし、一般映像伝送サービスの制御付随型のもの、高品質映像伝送サービス、広帯域映像伝送サービス及びデジタル映像伝送サービスについては、片方向サービスとして提供します。	

イ　利用する回線による区別

区　別	内　容
中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの
端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの
備考 1　一般映像伝送サービスの圧縮型のものは中継回線によるものに限り提供します。 2　一般映像伝送サービスの制御付随型のもの、高品質映像伝送サービス、広帯域映像伝送サービス及びデジタル映像伝送サービスは、端末回線によるものに限り提供します。	

(3)　中継回線による場合の回線距離の測定

回線距離は、次のとおり測定します。

ア　中継回線の部分

区　分	回線距離の測定方法
(ｱ)　その中継回線を分岐していない場合	その中継回線の双方の終端に係る回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。 直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算出します。
(ｲ)　その中継回線の終端に係る回線距離測定局においてのみその中継回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所に係る回線距離測定局が同じ場合	
(ｳ)　その中継回線を分岐して	その分岐箇所に係る回線距離測定局

いる場合で、(ｲ)以外の場合	経由のその中継回線の双方の終端に係る回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に１km 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。

イ　端末回線の部分

次の方法により測定した回線距離の合計により測定します。

区　分	回線距離の測定方法
(ｱ)　その端末回線が端局に直接収容されている場合	端局とその端末回線の終端との間の直線距離（算出した結果に 500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）とします。
(ｲ)　その端末回線が専用取扱局を経由して端局に収容されている場合	端局と収容取扱局（その端末回線のそれぞれの終端を直接収容する専用取扱局をいいます。以下同じとします。）相互間（収容取扱局以外の専用取扱局を経由する場合は、その専用取扱局経由）の直線距離と、その収容取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に 500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計とします。

ウ　分岐回線の部分

区　分	回線距離の測定方法
(ｱ)　分岐回線たる中継回線の部分	アの回線距離の測定方法と同一の方法により測定します。
(ｲ)　分岐回線たる端末回線の部分	イの回線距離の測定方法と同一の方法により測定します。

備考

1　「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。

2　回線距離測定局は、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。

(4)　端末回線のみによる場合の回線距離の測定

回線距離は、次のとおり測定します。

区　　分	回線距離の測定方法
ア　専用取扱局が１の場合	その収容取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に 500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計とします。

	イ　専用取扱局が２以上の場合 ／ その収容取扱局相互間（収容取扱局以外の専用取扱局を経由する場合は、その専用取扱局経由）の直線距離と、その収容取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に 500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計とします。
(5)　最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	ア　映像伝送サービスには、短期専用契約に係るもの及び異経路によるものを除いて最低利用期間があります。 イ　専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第 85 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料、分岐回線専用料（分岐料を含みます。）加算額及び付加専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。 ウ　専用契約者は、最低利用期間内にサービスの品目の変更、片方向サービスと双方向サービスの区別の変更、分岐回線の廃止若しくは移転又は専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から、変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。
(6)　回線終端装置に係る料金の適用	当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。
(7)　回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用	回線距離測定局の変更があった場合、収容区域及び加入区域の設定、専用回線の終端が加入区域外にある場合、短期専用契約の場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合及び当社が提供する特別な電気通信設備を利用している場合の料金の適用については、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとします。

２　料金額

(1) 一般映像伝送サービスに関するもの

(1-1) 標準型

ア　基本回線専用料

(ｱ) 中継回線の部分（中継回線専用料）

中継回線１回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）			
		専用契約		短期専用契約	
		片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
回線距離	15kmまでのもの	1,250,000円 (1,375,000円)	2,000,000円 (2,200,000円)	1,875,000円 (2,062,500円)	3,000,000円 (3,300,000円)
	30　〃	1,550,000円 (1,705,000円)	2,500,000円 (2,750,000円)	2,325,000円 (2,557,500円)	3,750,000円 (4,125,000円)
	45　〃	1,750,000円 (1,925,000円)	2,800,000円 (3,080,000円)	2,625,000円 (2,887,500円)	4,200,000円 (4,620,000円)
	60　〃	1,900,000円 (2,090,000円)	3,050,000円 (3,355,000円)	2,850,000円 (3,135,000円)	4,575,000円 (5,032,500円)
	90　〃	2,100,000円 (2,310,000円)	3,350,000円 (3,685,000円)	3,150,000円 (3,465,000円)	5,025,000円 (5,527,500円)
	120　〃	2,300,000円 (2,530,000円)	3,700,000円 (4,070,000円)	3,450,000円 (3,795,000円)	5,550,000円 (6,105,000円)
	150　〃	2,500,000円 (2,750,000円)	4,000,000円 (4,400,000円)	3,750,000円 (4,125,000円)	6,000,000円 (6,600,000円)
	180　〃	2,700,000円 (2,970,000円)	4,300,000円 (4,730,000円)	4,050,000円 (4,455,000円)	6,450,000円 (7,095,000円)
	180kmを超えるもの	2,900,000円 (3,190,000円)	4,650,000円 (5,115,000円)	4,350,000円 (4,785,000円)	6,975,000円 (7,672,500円)

(ｲ) 端末回線の部分（端末回線専用料）

端末回線１回線ごとに

距離区分	料金額（月額）（税込価格）			
	専用契約		短期専用契約	
	片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
５００ｍまでごとに	9,000円 (9,900円)	18,000円 (19,800円)	13,500円 (14,850円)	27,000円 (29,700円)

イ　分岐回線専用料又は分岐料

料金種別	単位	料金額（税込価格）
(ｱ)　分岐回線たる中継回線の部分の専用料（分岐回線専用料）	分岐回線１回線ごとに	(1)の(1-1)の(ｱ)の料金額と同額
(ｲ)　分岐回線たる端末回線の部分の専用料（分岐回線専用料）	分岐回線１回線につき500ｍまでごとに	(1)の(1-1)の(ｲ)の料金額と同額
(ｳ)　分岐回線専用料のほかに分岐料として支払いを要する料金	分岐回線１回線ごとに	60,000円　(66,000円)
備考　専用契約者は、当社が定める分岐の数の限度内で分岐箇所及び分岐の順路を指定して、中継回線の分岐（中継回線に係る専用取扱局において、分岐装置により分岐する場合であって、片方向サービスのものに限ります。）の請求をすることができます。		

ウ　加算額

料金種別	単　位	区分	料　金　額（月額）　（税込価格）			
			専用契約		短期専用契約	
			片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
(ｱ)　線路設置専用料	専用回線の各終端につき 100m までごとに	－	1,000 円 (1,100 円)	1,000 円 (1,100 円)	1,500 円 (1,650 円)	1,500 円 (1,650 円)
(ｲ)　異経路の線路専用料	－	－	別に算定する実費			
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。						

エ　付加専用料

料 金 種 別		単位	料　金　額（月額）　（税込価格）			
			専用契約		短期専用契約	
			片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
ア　回線接続装置専用料	一般映像伝送サービス（標準型）用のもの	１台ごとに	18,000 円 (19,800 円)	36,000 円 (39,600 円)	27,000 円 (29,700 円)	54,000 円 (59,400 円)
イ　特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置	－	別に算定する実費			
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。						

(1-2) 圧縮型

ア　基本回線専用料

(ｱ) 中継回線の部分（中継回線専用料）

中継回線１回線ごとに

距　離　区　分		料　金　額（月額）　（税込価格）			
		専　用　契　約		短 期 専 用 契 約	
		片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
回線距離	15kmまでのもの	500,000 円 (550,000 円)	640,000 円 (704,000 円)	750,000 円 (825,000 円)	960,000 円 (1,056,000 円)
	30　〃	860,000 円 (946,000 円)	1,000,000 円 (1,100,000 円)	1,290,000 円 (1,419,000 円)	1,500,000 円 (1,650,000 円)
	40　〃	1,030,000 円 (1,133,000 円)	1,170,000 円 (1,287,000 円)	1,545,000 円 (1,699,500 円)	1,755,000 円 (1,930,500 円)
	50　〃	1,150,000 円 (1,265,000 円)	1,310,000 円 (1,441,000 円)	1,725,000 円 (1,897,500 円)	1,965,000 円 (2,161,500 円)
	60　〃	1,260,000 円 (1,386,000 円)	1,410,000 円 (1,551,000 円)	1,890,000 円 (2,079,000 円)	2,115,000 円 (2,326,500 円)
	70　〃	1,350,000 円 (1,485,000 円)	1,510,000 円 (1,661,000 円)	2,025,000 円 (2,227,500 円)	2,265,000 円 (2,491,500 円)
	80　〃	1,430,000 円 (1,573,000 円)	1,580,000 円 (1,738,000 円)	2,145,000 円 (2,359,500 円)	2,370,000 円 (2,607,000 円)
	90　〃	1,490,000 円 (1,639,000 円)	1,640,000 円 (1,804,000 円)	2,235,000 円 (2,458,500 円)	2,460,000 円 (2,706,000 円)

	100　　〃	1,540,000円 (1,694,000円)	1,710,000円 (1,881,000円)	2,310,000円 (2,541,000円)	2,565,000円 (2,821,500円)
	120　　〃	1,620,000円 (1,782,000円)	1,790,000円 (1,969,000円)	2,430,000円 (2,673,000円)	2,685,000円 (2,953,500円)
	140　　〃	1,710,000円 (1,881,000円)	1,870,000円 (2,057,000円)	2,565,000円 (2,821,500円)	2,805,000円 (3,085,500円)
	160　　〃	1,790,000円 (1,969,000円)	1,950,000円 (2,145,000円)	2,685,000円 (2,953,500円)	2,925,000円 (3,217,500円)
	180　　〃	1,860,000円 (2,046,000円)	2,020,000円 (2,222,000円)	2,790,000円 (3,069,000円)	3,030,000円 (3,333,000円)
	180kmを超えるもの	1,930,000円 (2,123,000円)	2,090,000円 (2,299,000円)	2,895,000円 (3,184,500円)	3,135,000円 (3,448,500円)

(ｲ) 端末回線の部分（端末回線専用料）

端末回線１回線ごとに

距　離　区　分	料　　金　　額（月額）　　（税込価格）			
	専用契約		短期専用契約	
	片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
５００ｍまでごとに	9,000円 (9,900円)	18,000円 (19,800円)	13,500円 (14,850円)	27,000円 (29,700円)

イ　加算額

料 金 種 別	単　位	区　分	料　金　額（月額）　（税込価格）			
			専用契約		短期専用契約	
			片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
(ｱ)　線路設置専用料	専用回線の各終端につき 100m までごとに	－	1,000円 (1,100円)	1,000円 (1,100円)	1,500円 (1,650円)	1,500円 (1,650円)
(ｲ)　異経路の線路専用料	－	－	別に算定する実費			
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。						

ウ　付加専用料

料 金 種 別		単　位	料　金　額（月額）　（税込価格）			
			専用契約		短期専用契約	
			片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
ア　回線接続装置専用料	一般映像伝送サービス（圧縮型）用のもの	１台ごとに	45,000円 (49,500円)	58,000円 (63,800円)	67,500円 (74,250円)	87,000円 (95,700円)
イ　特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置	－	別に算定する実費			
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。						

(1-3) 制御付随型

ア　基本回線専用料

端末回線の部分（端末回線専用料）

端末回線１回線ごとに

距　離　区　分	料　　金　　額（月額）　　（税込価格）	
	専　用　契　約	短期専用契約
５００ｍまでごとに	9,000 円　(9,900 円)	13,500 円　(14,850 円)

イ　加算額

料 金 種 別	単　位	区　分	料　金　額（月額）　（税込価格）	
			専用契約	短期専用契約
(ｱ) 線路設置専用料	専用回線の各終端につき 100m までごとに	－	1,000 円 (1,100 円)	1,500 円 (1,650 円)
(ｲ) 異経路の線路専用料	－	－	別に算定する実費	
(ｳ) 回線終端装置専用料	１台ごとに	－	28,000 円 (30,800 円)	42,000 円 (46,200 円)
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

ウ　付加専用料

料　金　種　別	単　位	料　金　額（月額）	
		専用契約	短期専用契約
特別な電気通信設備専用料	－	別に算定する実費	
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。			

(2) 高品質映像伝送サービスに関するもの

ア　基本回線専用料

端末回線の部分（端末回線専用料）

料金種別	単　　位	料　金　額（月額）　（税込価格）	
		専用契約	短期専用契約
(ｱ) 基本料	専用回線１回線ごとに	82,000 円 (90,200 円)	123,000 円 (135,300 円)
(ｲ) 加算料	端末回線１回線につき 500m までごとに	7,000 円 (7,700 円)	10,500 円 (11,550 円)

イ　加算額

料金種別	単　　位	区　分	料　金　額（月額）　（税込価格）	
			専用契約	短期専用契約
(ｱ) 線路設置専用料	専用回線の各終端につき 100m までごとに	－	1,000 円 (1,100 円)	1,500 円 (1,650 円)
(ｲ) 異経路の線路専用料	－	－	別に算定する実費	

備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。

ウ　付加専用料

料　金　種　別			単　位	料　金　額（月額）　（税込価格）	
				専用契約	短期専用契約
ア　回線接続装置専用料	高品質映像伝送サービス用のもの	基本額	１台ごとに	80,000円 (88,000円)	120,000円 (132,000円)
		加算額 (ｽﾃﾚｵ音声1ch追加)	１台ごとに	11,000円 (12,100円)	16,500円 (18,150円)
イ　特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置		－	別に算定する実費	
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。					

(3) 広帯域映像伝送サービスに関するもの

ア　基本回線専用料

端末回線の部分（端末回線専用料）

料金種別	単　　位	料　金　額（月額）　（税込価格）
(ｱ) 基本料	専用回線１回線ごとに	93,500 円　(102,850 円)
(ｲ) 加算料	端末回線１回線につき 500m までごとに	12,500 円　(13,750 円)

イ　付加専用料

料　金　種　別			単　位	料　金　額（月額）　（税込価格）
ア　回線接続装置専用料	広帯域映像伝送サービス用のもの	送信用	１台ごとに	50,500 円　(55,550 円)
		受信用	１台ごとに	20,000 円　(22,000 円)
イ　特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置		－	別に算定する実費
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

(4) デジタル映像伝送サービスに関するもの

ア　基本回線専用料

端末回線の部分（端末回線専用料）

料金種別	単　　位	料　金　額（月額）　（税込価格）	
		専用契約	短期専用契約
(ｱ) 基本料	専用回線１回線ごとに	118,000 円 (129,800 円)	177,000 円 (194,700 円)
(ｲ) 加算料	端末回線１回線につき 500m までごとに	10,000 円 (11,000 円)	15,000 円 (16,500 円)

イ　加算額

料金種別	単　　位	区　分	料　金　額（月額）　（税込価格）	
			専用契約	短期専用契約
(ｱ) 線路設置専用料	専用回線の各終端につき 100m までごとに	－	1,000 円 (1,100 円)	1,500 円 (1,650 円)
(ｲ) 異経路の線路専用料	－	－	別に算定する実費	
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

ウ　付加専用料

料　金　種　別		単　位	料　金　額（月額）　（税込価格）	
			専用契約	短期専用契約
ア　回線接続装置専用料	デジタル映像伝送サービス用のもの	１台ごとに	89,000 円 (97,900 円)	133,500 円 (146,850 円)
イ　特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置	－	別に算定する実費	
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

第８　手続きに関する料金

料 金 種 別	単　位	料　金　額　（税込価格）
譲渡承認手数料	１契約ごとに	800 円　(880 円)
契約者数変更手数料	１回ごとに	800 円　(880 円)

備考
１　譲渡承認手数料は、アナログ伝送サービス等利用権その他専用契約に基づいて専用サービスの提供を受ける権利の譲渡の承認を請求し、その承諾を当社から受けたときに支払いを要します。
２　契約者数変更手数料は、専用契約者数の変更の請求をし、その承諾を当社から受けたときに支払いを要します。

第２表　工事に関する費用

第１　工事費

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1) 工事費の適用</td><td>ア　工事費は、工事を要することとなる専用回線等又は接続専用回線において、１の工事ごとに適用します。
イ　１の者からの申込み又は請求により同時に２以上の工事を施工する場合は、１の工事を除く他の工事の部分について１の工事につき 2,500 円(税込 2,750 円)(回線接続等に係る工事の場合、接続専用回線の相互接続点に係る工事の場合及び他社接続回線の相互接続点に係る工事の場合を除きます。)を減額します。</td></tr>
<tr><td>(2) 移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用</td><td>移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。</td></tr>
<tr><td>(3) 工事の適用区分</td><td>工事の区分は次のとおりとします。
<table>
<tr><th>工事の区分</th><th>適　　用</th></tr>
<tr><td>ア 専用回線の設置に係る工事</td><td>専用回線、分岐回線又は接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）の設置又は移転の場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>イ 専用回線の変更に係る工事</td><td>専用回線、分岐回線又は接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）について品目の変更、区別の変更、一時中断の再利用又は回線相互接続等の場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>ウ 端末設備に係る工事</td><td>端末設備の設置、種類又は区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>エ 回線接続等に係る工事</td><td>専用取扱局の主配線盤等において、専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>オ 専用回線の利用の一時中断に係る工事</td><td>専用回線、分岐回線、接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>カ 接続専用回線の相互接続点に係る工事</td><td>接続専用回線の相互接続点において次の工事をする場合に適用します。
(ｱ) 接続工事
(ｲ) 他社接続回線接続変更
(ｳ) その他の変更</td></tr>
<tr><td>キ 他社接続回線の相互接続点に係る工事</td><td>他社接続回線（ＮＴＴ西日本株式会社に係るものに限ります。）の相互接続点における工事に適用します。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(4) 多重アクセス等に係る回線接続等工事費の適用</td><td>多重アクセス又は端末回線多重の利用に関する回線接続等工事費は、１の多重アクセス又は端末回線多重について、１の専用回線ごとに適用します。</td></tr>
</table>

(5) 回線内速度設定に係る回線接続等工事費の適用	回線内速度設定の利用に関する回線接続等工事費は、設定する速度単位ごとに適用します。

2　工事費の額

1の工事ごとに

工事の種類			工事費の額（税込価格）	
			メタル配線	光配線
専用回線の設置（回線終端装置を設置するものに限ります。）又は移転に係る工事			12,000円 (13,200円)	20,000円 (22,000円)
専用回線の変更に係る工事	回線終端装置の取付け等の工事を伴う場合	回線終端装置の取替え又は設定変更のみの場合	8,000円 (8,800円)	8,000円 (8,800円)
		上記以外の場合	12,000円 (13,200円)	20,000円 (22,000円)
	上記以外の場合		7,000円 (7,700円)	14,000円 (15,400円)
端末設備に係る工事	回線接続装置の取付け等の工事を伴う場合	回線接続装置の取付け又は設定変更のみの場合	8,000円 (8,800円)	8,000円 (8,800円)
		上記以外の場合	12,000円 (13,200円)	20,000円 (22,000円)
	上記以外の場合		7,000円 (7,700円)	14,000円 (15,400円)
回線接続等に係る工事			1,500円　(1,650円)	
専用回線の利用の一時中断に係る工事			4,000円　(4,400円)	
接続専用回線の相互接続点に係る工事			1,500円　(1,650円)	
他社接続回線の相互接続点に係る工事			2,000円　(2,200円)	
備考　上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、別に算定する費用を支払っていただきます。				

3　短期専用契約の場合の工事費は、前表２の工事費の額と同額とします。

第２　線路設置費

１　適用

区　　分	内　　容
(1)　線路設置費の適用	ア　線路設置費は、区域外線路（設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。）又は短期専用契約の新設した線路について適用します。 イ　移転後の専用回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。 ウ　当社が別に定める耐用年数を経過した場合であって、当社が別に定める技術基準を維持できなくなり、その線路の取替が必要となったときは、再度線路設置費を適用します。
(2)　線路設置費の差額負担	ア　専用申込者が現に利用している当社の専用サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに専用契約を締結して、その場所で専用サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 　ただし、区域外線路の新設の工事（２線式から４線式に変更する工事を除きます。）を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。 新たに提供を受ける専用サービスに係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 － 解除する専用サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 ＝ 線路設置費の額（残額がある時に限ります。） イ　前アの場合において、専用申込者が現に利用している専用回線の引込線が４線式の場合に、その引込線１回線を専用申込のあった専用回線の２線式２回線として利用するときは、線路設置費の支払いを要しません。 ウ　専用サービスの品目の変更又は専用回線の２線式から４線式への区別の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額 － 変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額 ＝ 線路設置費の額（残額がある時に限ります。）
(3)　多重アクセスの利用の開始又は廃止の場合の線路設置費の適用	ア　多重アクセスの利用に係る専用回線の線路設置費は、２（線路設置費の額）の規定にかかわらず、同一の多重アクセスを利用することとなる専用回線のうち、１の専用回線（その専用回線が 64kb/s 又は 128kb/s のものである場合は、これを 192kb/s のものとみなします。）についてのみ、その品目の線路設置費を適用します。 　ただし、同一の多重アクセスを利用することとなる専用回線について、線路設置費を支払って設置された専用回線があるとき又は同一の多重アクセスを利用している専用回線の一部の専用回線について、専用契約の解除若しくは移転があった場合で引き続き多重アクセスを利用するときは、多重アクセスの利用に伴う線路設置費の支払いは要しません。この場合において、線路設置費を支払って設置された回線が 64kb/s 又は 128kb/s のもののみであるときの線路設置費は、192kb/s の専用回線を新設したものとみなした場合の線路設置費の額とその専用回線を新設したものとみなした場合の線路設置費の額との差額の支払いを要します。

	イ　多重アクセスの利用を廃止し、引き続きその場所で専用回線を利用する場合は、その廃止のあった専用回線について、線路設置費の支払いを要します。 　ただし、多重アクセスの利用の廃止のあった専用回線が、線路設置費を支払って設置されたものであるときは、この限りでありません。
(4)　映像伝送サービスに関する線路設置費の適用	映像伝送サービスに関する線路設置費については、一般映像伝送サービス、高品質映像伝送サービス及びデジタル映像伝送サービスに限り適用します。

２　線路設置費の額

引込線１回線につき線路 100mまでごとに

区　　分		線路設置費の額　　(税込価格)
メタル配線	２線式の場合	60,000 円　(66,000 円)
	４線式の場合	63,000 円　(69,300 円)
光　配　線		84,000 円　(92,400 円)

短期専用契約の場合は上表と同額とします。

第３　設備費

１　適用

区　　分	内　　容
設備費の適用	ア　設備費は、次の設備について適用します。 (ｱ) 異経路による専用回線の部分（映像伝送サービスについては、一般映像伝送サービス、高品質映像伝送サービス及びデジタル映像伝送サービスの場合に限ります。） (ｲ) 特別な電気通信設備の部分 イ　当社が別に定める耐用年数を経過した場合であって、当社が別に定める技術基準を維持できなくなり、その設備の取替が必要となったときは再度設備費を適用します。

２　設備費の額

区　　分	設 備 費 の 額
アナログ伝送サービス等	別に算定する実費
高速ディジタル伝送サービス	別に算定する実費
削除	削除
高速イーサネット専用サービス	別に算定する実費
映像伝送サービス	別に算定する実費
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。	

第３表　証明手数料

１契約ごとに　　300 円（税込 330 円）

料金表別表１　削除

料金表別表２　学校に限定した基本回線専用料の割引の適用

１　当社は、専用契約者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者である専用契約者に限ります。）から、その専用契約（短期専用契約を除きます。）に係る専用回線（接続専用回線（ＮＴＴ西日本株式会社に係るものを除きます。）以外の 64kb/s、128kb/s 及び 1.5Mb/s の品目のうちエコノミークラスのもの（その専用回線が同一県内に終始するものに限ります。）であって、その一端が学校の構内又は建物内に終端するものに限ります。）について、学校に限定した割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その基本回線専用料については、２０１４年３月３１日までの間は、２（料金額）の（１）のＡの（１－１）の基本回線専用料に代えて、専用回線１回線ごとに次表の額を適用します。

専用回線１回線ごとに

品　　目	距離区分	料金額（月額）　（税込価格）	
		タイプ１	タイプ２
64kb/s	15km までのもの	13,000 円（14,300 円）	14,500 円（15,950 円）
	30　〃	20,000 円（22,000 円）	21,500 円（23,650 円）
	40　〃	21,000 円（23,100 円）	22,500 円（24,750 円）
	50　〃	21,500 円（23,650 円）	23,000 円（25,300 円）
	60　〃	22,500 円（24,750 円）	24,000 円（26,400 円）
	70　〃	23,500 円（25,850 円）	25,000 円（27,500 円）
	80　〃	24,000 円（26,400 円）	25,500 円（28,050 円）
	90　〃	25,000 円（27,500 円）	26,500 円（29,150 円）
	90km を超えるもの	26,000 円（28,600 円）	27,500 円（30,250 円）
128kb/s	15km までのもの	18,000 円（19,800 円）	19,500 円（21,450 円）
	30　〃	31,000 円（34,100 円）	32,500 円（35,750 円）
	40　〃	34,000 円（37,400 円）	35,500 円（39,050 円）
	50　〃	35,500 円（39,050 円）	37,000 円（40,700 円）
	60　〃	37,000 円（40,700 円）	39,000 円（42,900 円）
	70　〃	38,500 円（42,350 円）	40,500 円（44,550 円）
	80　〃	40,000 円（44,000 円）	42,000 円（46,200 円）
	90　〃	42,000 円（46,200 円）	44,000 円（48,400 円）
	90km を超えるもの	43,500 円（47,850 円）	45,500 円（50,050 円）
1.5Mb/s	15km までのもの	44,600 円（49,060 円）	47,600 円（52,360 円）
	30　〃	101,600 円(111,760 円)	104,600 円(115,060 円)
	40　〃	101,900 円(112,090 円)	106,700 円(117,370 円)
	50　〃	108,800 円(119,680 円)	113,900 円(125,290 円)
	60　〃	115,400 円(126,940 円)	121,100 円(133,210 円)
	70　〃	122,300 円(134,530 円)	128,300 円(141,130 円)
	80　〃	129,200 円(142,120 円)	135,500 円(149,050 円)
	90　〃	136,100 円(149,710 円)	142,700 円(156,970 円)
	90km を超えるもの	142,700 円(156,970 円)	149,600 円(164,560 円)

２　当社は、この学校限定割引を受けている専用回線について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。

（１）専用契約者が学校の設置者でなくなったとき（（４）に該当する場合を除きます。）

（２）品目又はサービスクラスの変更があったとき。

（３）移転等により、その専用回線の一端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。

（４）利用権の譲渡があったとき。

ただし、譲受人が学校の設置者である場合で、譲渡人の同意を得て、この学校限定割引の適用の継続を申し出たときは、この限りでありません。

別　　表

別表　基本的な技術的事項

1　アナログ伝送サービス等

(1) 当社が回線接続装置を提供する場合

品　　目	物理的条件	相互接続回路
2,400b/s 4,800b/s 9,600b/s	Ｖシリーズの場合 25ピンコネクタ（IS2110に準拠）	Ｖシリーズの場合 ＣＣＩＴＴ勧告Ｖ.24に準拠
	Ｘシリーズの場合 15ピンコネクタ（IS4903に準拠）	Ｘシリーズの場合 ＣＣＩＴＴ勧告Ｘ.24に準拠

（注）専用契約者の要望その他の事由により、この表以外の条件によることがあります。

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品　　目	物理的条件	相互接続回路
3.4kHz・音声伝送	２線式又は４線式インタフェース	－
2,400b/s 4,800b/s 9,600b/s	４線式インタフェース	－

2　高速ディジタル伝送サービス

(1) 高速品目の場合

ア　当社が回線終端装置を提供する場合

品目等		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	送出電圧等
64kb/s		15ピンコネクタ (ISO標準IS4903準拠)	80kbit/s	CMI符号	0.96～1.44Ｖ
192kb/s、384kb/s 768kb/s			1,544kbit/s		2～6Ｖ
1.5Mb/s	下記以外のもの				
	ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ又はｼﾝﾌﾟﾙｸﾗｽのもの	ISO標準IS10173準拠	TTC標準JT-I431-a準拠		
3Mb/s、6Mb/s		15ピンコネクタ (ISO標準IS4903準拠)	6,312kbit/s	CMI符号	2～6Ｖ

イ　当社が回線接続装置を提供する場合

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">品　目　等</th><th rowspan="2">物理的条件</th><th colspan="3">相互接続回路</th></tr>
<tr><th>伝送速度</th><th>符号形式</th><th>送出電圧等</th></tr>
<tr><td colspan="2">64kb/s、128kb/s
（注）</td><td>ネジ止め４端子又は
８端子コネクタ
（ISO 標準 IS8877 準拠）</td><td colspan="3">TTC 標準 JT-I430-a 準拠</td></tr>
<tr><td colspan="2">192kb/s、256kb/s
384kb/s、512kb/s
768kb/s、 1 Mb/s
1.5Mb/s
（注）</td><td>ネジ止め４端子又は
８端子コネクタ
（ISO 標準 IS8877 準拠）
（ISO 標準 IS10173 準拠）</td><td colspan="3">TTC 標準 JT-I431-a 準拠</td></tr>
<tr><td colspan="2">3Mb/s、4.5Mb/s
6Mb/s
（注）</td><td>ＢＮＣコネクタ１対
（JIS 規格
C5412-1976C02 準拠）</td><td>6,312kbit/s</td><td colspan="2">TTC 標準 JT-G703-a 準拠</td></tr>
<tr><td rowspan="2">多重
アク
セス</td><td>1.5Mb/s</td><td>ネジ止め４端子又は
８端子コネクタ
（ISO 標準 IS8877 準拠）
（ISO 標準 IS10173 準拠）</td><td colspan="3">TTC 標準 JT-I431-a 準拠</td></tr>
<tr><td>6Mb/s</td><td>ＢＮＣコネクタ１対
（JIS 規格
C5412-1976C02 準拠）</td><td>6,312kbit/s</td><td colspan="2">TTC 標準 JT-G703-a 準拠</td></tr>
</table>

(注)多重アクセスを利用しない場合を示す。

ウ　当社が回線接続装置を提供しない場合

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">品　　目</th><th rowspan="2">物理的条件</th><th colspan="3">相互接続回路</th></tr>
<tr><th>伝送速度</th><th>符号形式</th><th>送出電圧等</th></tr>
<tr><td colspan="2">64kb/s、128kb/s
（注）</td><td>２線式インタフェース</td><td colspan="3">TTC 標準 JT-G961 準拠</td></tr>
<tr><td colspan="2">192kb/s、256kb/s
384kb/s、512kb/s
768kb/s、 1 Mb/s
1.5Mb/s、 3 Mb/s
4.5Mb/s、 6 Mb/s
（注）</td><td rowspan="2">F04 形
単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ
（JIS 規格 C5973 準拠）</td><td rowspan="2">6,312kbit/s</td><td rowspan="2">CMI 符号</td><td rowspan="2">光出力
-7dBm 以下
使用中心波長
1.31μm</td></tr>
<tr><td>多重アク
セス</td><td>1.5Mb/s
6 Mb/s</td></tr>
</table>

(注) 多重アクセスを利用しない場合を示す。
専用契約者の要望その他の事由により、この表以外の条件によることがあります。

(2) 超高速品目の場合

ア　当社が回線接続装置を提供する場合

品　　目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	送出電圧等
50Mb/s	ＢＮＣ同軸コネクタ (JIS 規格 C5412 準拠)	44.736 Mbit/s	B3ZS 符号	最大送出電力 +5.7dBm 以下
	F04 形単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ 符号	光出力 -8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31μm
150Mb/s	F04 形単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ 符号	光出力 -8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31μm

イ　当社が回線接続装置を提供しない場合

品　　目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
50Mb/s、 150Mb/s	F04 形単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ 符号	光出力 +3dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31μm

3　削除

4　高速イーサネット専用サービス

(1) 専用回線の終端

品　　目	物理的条件	相互接続回路
10Gb/s のもの (当社が回線終端装置を提供しない場合に限る)	F04 形単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LC 形単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ (IEC 規格 61754-20 準拠) SM 形光ﾌｧｲﾊﾞｹｰﾌﾞﾙ (JIS 規格 C6835 の SSMA-10/125 準拠)	IEEE802.3ae　10GBASE-LR 準拠

(2) 当社が回線終端装置を提供する場合

品　　目	物理的条件	相互接続回路
1Gb/s のもの	F04 形単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LC 形単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ (IEC 規格 61754-20 準拠) GI 形光ﾌｧｲﾊﾞｹｰﾌﾞﾙ (JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)	IEEE802.3z　1000BASE-SX 準拠
	F04 形単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LC 形単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ (IEC 規格 61754-20 準拠) SM 形光ﾌｧｲﾊﾞｹｰﾌﾞﾙ (JIS 規格 C6835 の SSMA-10/125 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
	８端子コネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
10Gb/s のもの	LC 形単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ (IEC 規格 61754-20 準拠) SM 形光ﾌｧｲﾊﾞｹｰﾌﾞﾙ (JIS 規格 C6835 の SSMA-10/125 準拠)	IEEE802.3ae　10GBASE-LR 準拠

(3) 当社が回線接続装置を提供する場合

品　　目	物理的条件	相互接続回路
10Mb/s のもの	8ﾋﾟﾝｺﾈｸﾀ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3　10BASE-T 準拠
100Mb/s のもの	8ﾋﾟﾝｺﾈｸﾀ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3u　100BASE-TX 準拠

(4) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品　目	物理的条件	相互接続回路	
		符号形式等	光出力等
10Mb/s のもの	F04 形単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ (JIS 規格 C5973 準拠)	IEEE802.3 準拠	光出力 -8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31μm
100Mb/s のもの	F04 形単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ (JIS 規格 C5973 準拠)	IEEE802.3u 準拠	光出力 -8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31μm

5　専用ＩＰ接続サービス

(1) 当社が回線終端装置を提供する場合

物　理　的　条　件	相互接続回路		
	伝送速度	符号形式	送出電圧等
８端子コネクタ（ISO 標準 IS8877 準拠）	ISO 標準 8802-3 (10BASE-T 又は 100BASE-TX)準拠		

6　削除

7　その他の専用サービス

映像伝送サービス

(1) 当社が回線終端装置又は回線接続装置を提供する場合

品　　目			物理的条件	相互接続回路	
				伝送帯域及び伝送速度	送出電圧等
一般映像伝送サービス	標準型	映像信号	BNC-P 同軸ｺﾈｸﾀ （JIS 規格 C5412 準拠）	60Hz～4MHz	1.0V(P-P 値) 以下
		音響信号	送信信号用：XLR-3-11C ｺﾈｸﾀ 受信信号用：XLR-3-12C ｺﾈｸﾀ	50Hz～15kHz	0dBm 以下
	圧縮型	映像信号	BNC-P 同軸ｺﾈｸﾀ (JIS 規格 C5412 準拠)	20Hz～4.2MHz	1.0V(P-P 値) 以下
		音響信号	送信信号用：XLR-3-11C ｺﾈｸﾀ 受信信号用：XLR-3-12C ｺﾈｸﾀ	40Hz～20kHz	+15dBm 以下
		制御信号		0.3kHz ～3.4kHz	0dBm 以下
	制　御 付随型	映像信号	BNC-P 同軸ｺﾈｸﾀ (JIS 規格 C5412 準拠)	60Hz～4MHz	1.0V(P-P 値) 以下
		制御信号	屋内型： 送信信号用：XLR-3-11C ｺﾈｸﾀ 受信信号用：XLR-3-12C ｺﾈｸﾀ 屋外型：クローネ端子	0.3kHz ～3.4kHz	0dBm 以下
高品質映像伝送サービス		映像信号	BNC-P 同軸ｺﾈｸﾀ (JIS 規格 C5412 準拠)	60Hz～5.5MHz	1.0V(P-P 値) 以下
		音響信号	送信信号用：XLR-3-11C ｺﾈｸﾀ 受信信号用：XLR-3-12C ｺﾈｸﾀ	20Hz～20kHz	0dBm 以下
広帯域映像伝送サービス		映像信号	屋内型:BNC 型高周波同軸ｺﾈｸﾀ (JIS C5410 C02 型) 屋外型:FT 型高周波同軸ｺﾈｸﾀ (EIAJ RC-6014 C14 型)	5MHz～550MHz	85±5dBμV 75Ω不平衡
		音響信号			
デジタル映像伝送サービス		映像信号	BNC-P 同軸ｺﾈｸﾀ (JIS 規格 C5412 準拠)	HD-SDI 1.485Gbit/s 1.485/1.001 Gbit/s SD-SDI 143Mbit/s 270Mbit/s DVB-ASI 270Mbit/s	出力信号振幅 800mV(P-P 値) SMPTE292M 準拠(HD-SDI) SMPTE259M 準拠(SD-SDI) DVB　DOCUMENT A010 準拠(DVB-ASI)
		音響信号			

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">品　　目</th><th rowspan="2">物理的条件</th><th colspan="3">相互接続回路</th></tr>
<tr><th>伝送帯域又は
伝送速度</th><th>符号
形式</th><th>光出力等</th></tr>
<tr><td rowspan="5">一般映像伝送サービス</td><td rowspan="2">標準型</td><td>映像信号</td><td rowspan="2">F01 形
単心光ﾌｧｲﾊﾞｰｺﾈｸﾀ
(JIS 規格 C5970 準拠)</td><td rowspan="2">映像信号：
14MHz 以上
42MHz 以下</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">光出力
+1.0dBm 以下
使用中心波長
1.31μm</td></tr>
<tr><td>音響信号</td></tr>
<tr><td rowspan="3">圧縮型</td><td>映像信号</td><td rowspan="3">F04 形
単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ
(JIS 規格 C5973 準拠)</td><td rowspan="3">6,312kbit/s</td><td rowspan="3">CMI 符号</td><td rowspan="3">光出力
-7dBm 以下
使用中心波長
1.31μm</td></tr>
<tr><td>音響信号</td></tr>
<tr><td>制御信号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高品質
映像伝送
サービス</td><td>映像信号</td><td rowspan="2">F01 形
単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ
(JIS 規格 C5970 準拠)</td><td>157.50Mbit/s</td><td>10BIC</td><td rowspan="2">光出力
+3.0dBm 以下
使用中心波長
映像信号:1.31μm
音響信号:1.55μm
(光波長多重方式)</td></tr>
<tr><td>音響信号</td><td>55.296Mbit/s</td><td>8BIC</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">広帯域
映像伝送
サービス</td><td>映像信号</td><td rowspan="2">F04 形
単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ
(JIS 規格 C5973 準拠)</td><td rowspan="2">映像信号：
5MHz 以上
550MHz 以下</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">光出力
+8.5dBm 以下
使用中心波長
1.31μm</td></tr>
<tr><td>音響信号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">デジタル
映像伝送
サービス</td><td>映像信号</td><td rowspan="2">F04 形
単心光ﾌｧｲﾊﾞｺﾈｸﾀ
(JIS 規格 C5973 準拠)</td><td rowspan="2">HD-SDI
1.485Gbit/s
1.485/1.001
Gbit/s
SD-SDI
143Mbit/s
270Mbit/s
DVB-ASI
270Mbit/s</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">光出力
+1.0dBm 以下
使用中心波長
1.31μm 又は
1.55μm</td></tr>
<tr><td>音響信号</td></tr>
</table>

附　　則

附　則

（実施期日）
第１条　この約款は、１９９６年３月２１日から実施します。

（接続専用回線に係る専用サービスの取扱い）
第２条　接続専用回線に係る専用サービスについては、他の第１種電気通信事業者との相互接続協定が整い、郵政大臣の認可を得たのちに実施します。

（実費の算定方法）
第３条　この約款に規定する専用料及び設備費のうち、別に算定する実費とされているものについては、それぞれ次により算定します。
１　専用料
専用料（月額）＝年経費（営業費＋報酬＋税金）×１／１２
（注）営業費、報酬及び税金は、創設費にそれぞれ対応する年経費率を乗じて算定します。
２　設備費
第６３条（工事費の支払義務）、第６４条（線路設置費の支払義務）及び第６５条（設備費の支払義務）に規定する別に算定する額又は特別な電気通信設備の新設を要する場合
設備費＝物品費＋取付費＋間接費

（注）費用の内訳等

<table>
<tr><th>項　目</th><th>区　分</th><th colspan="2">算　定　方　法</th></tr>
<tr><td>物品費</td><td>－</td><td colspan="2">購入価格</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取付費</td><td>(1)労務費</td><td>１時間当り人件費単価×延労働時間</td><td rowspan="2">左記の(1)、(2)の合計額</td></tr>
<tr><td>(2)消耗品費</td><td>消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの</td></tr>
<tr><td>間接費</td><td>－</td><td colspan="2">その工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費（ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、管理費等）</td></tr>
</table>

（高速ディジタル伝送サービスの専用料に関する経過措置）
第４条　＜　削　除　＞

（料金等の支払いに関する経過措置）
第５条　この約款実施の際現に、専用サービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定に基づき支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（この約款実施前に行った手続き等の効力等）
第６条　この約款実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
２　この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、１９９７年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、１９９７年５月１日から実施します。
　ただし、別表６の回線距離測定局において、善通寺局の専用サービスの提供開始時期は当社が別に定める日以降とし、それまでの間の取扱いについては従前の　とおりとします。

（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している高速ディジタル伝送サービスの 64kb/s（Ｙインタフェースのものを除きます。）又は 128kb/s の専用回線については、この改正規定の実施の日に、通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取り扱います。
３　高速ディジタル伝送サービスの 64kb/s 又は 128kb/s の品目の専用回線について通常クラスからエコノミークラスへのサービスクラスの変更があった場合の最低利用期間及び長期継続利用に係る基本回線専用料の適用に関する取扱いについては、この改正規定実施の日から１９９７年９月３０日までの間、第１３条（最低利用期間）第５項並びに料金表第１表（料金）第２（高速ディジタル伝送サービスに関する専用料）の１の(3)（長期継続利用に係る基本回線専用料の適用）のクの規定は適用しません。
４　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、１９９７年１２月８日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、１９９８年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、１９９８年１０月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の認可料金表により提供している高速ディジタル伝送サービスのエコノミークラスの専用回線については、この改正認可料金表実施の日に、エコノミークラスのタイプ２に移行したものとみなして取り扱います。
３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している高速ディジタル伝送サービスの 1.5Mb/s（Ｙインタフェースのものを除きます。）の専用回線については、この改正規定実施の日に、通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取り扱います。
４　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、１９９８年１２月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（附則及び附則別表の削除）
３　１９９６年３月２１日実施の附則第４条（高速ディジタル伝送サービスの料金に関する経過措置）及び附則別表（附則第４条に規定する専用回線に関するもの）は削除します。

附則別表　附則第４条に規定する専用回線に関するもの

＜　削　除　＞

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、１９９９年２月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、ATM-Forum 準拠の回線終端装置及び回線接続装置の取扱いについては、準備が整い次第実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供しているＡＴＭ専用サービスの端末回線（相互接続点に係るものを除きます。以下この項において同じとします。）及び回線接続装置については、この改正規定の実施の日に、それぞれ２芯式の端末回線、TTC 標準 JT-G957 準拠の回線接続装置に移行したものとみなして取り扱います。
３　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、１９９９年６月１日より実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している一般映像伝送サービスについては、この改正規定の実施の日に、一般映像伝送サービスの標準型の回線に移行したものとみなして取り扱いま

す。
３　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、１９９９年７月１日より実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、１９９９年８月１日より実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している高速ディジタル伝送サービスの６４ｋｂ／ｓ又は１２８ｋｂ／ｓ（特定協定事業者に係るものに限ります。）の専用回線については、この改正規定の実施の日に、通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取り扱います。
３　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、１９９９年１０月１日より実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、１９９９年１２月１日より実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２０００年５月１日より実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２０００年６月１日より実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２０００年８月１日より実施します。

（経過措置）
２　ＫＤＤ株式会社、第二電電株式会社、日本テレコム株式会社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係る契約に基づき設置される電気通信設備と接続している接続専用回線であって、当社が特定協定事業者として取り扱うこととした日にその接続専用回線の専用契約者から当社が料金を設定してほしい旨の申し出があったものに関する料金その他の取扱いについては、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２０００年９月１日より実施します。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２０００年１０月１日より実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２０００年１１月１日より実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２０００年１２月１日より実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２００１年1月１日より実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している専用ＩＰ接続サービスに関する提供条件については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２００１年3月１日から実施します。

（経過措置）
２　削除
３　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２００１年3月１９日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２００１年6月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２００１年８月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２００１年９月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２００１年１０月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２００２年１月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２００２年２月１８日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サ

ービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、２００２年３月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００２年５月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００２年９月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００２年１１月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００２年１２月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００３年４月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、高速イーサネット専用サービスに係る回線接続装置（Ⅱ型のものに限りま

す。）の取扱いについては、準備が整い次第実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している高速イーサネット専用サービスに係る回線接続装置については、この改正規定の実施の日に、Ｉ型に移行したものとみなして取り扱います。

３　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）
４　２００１年３月１日実施の附則第２項（経過措置）を削除します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００３年６月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供しているＤＳＬ接続サービスの６４kb/s の品目については、この改正規定の実施の日に、ＤＳＬ接続サービスの１２８kb/s の品目に移行したものとみなして取り扱います。

３　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００３年７月２８日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００３年９月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００３年１０月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００３年１２月５日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００４年１月９日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００４年３月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００４年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００４年１１月２５日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００５年３月２日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００５年１０月１１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００６年３月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００６年３月１７日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００６年５月８日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００７年３月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００７年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００８年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００８年４月４日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００９年３月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００９年３月２７日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００９年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２００９年７月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２０１０年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２０１１年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２０１２年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２０１２年７月３１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２０１３年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２０１４年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２０１５年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（２０１６年1月８日付）
１　料金表　通則　（料金前払いに伴う料金の減額）第５項、第６項、及び第７項については２０１６年４月１日をもって削除する予定です。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２０１６年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２０１９年８月３０日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２０１９年１０月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２０２０年８月３１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２０２０年９月３０日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は２０２５年９月１日から実施します。